

参議院農林水産委員会會議録第二十号

昭和五十三年六月八日(木曜日)
午前十時十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

国務大臣
政府委員

農林大臣 中川 一郎君
農林政務次官 初村 龍一郎君

鈴木 省吾君

青井 政美君

大島 友治君

山内 一郎君

川村 清一君

相沢 武彦君

片山 正英君

北 修二君

久次米健太郎君

小林 國司君

坂元 親男君

田代山紀男君

田原 武雄君

野呂田芳成君

降矢 敬雄君

坂倉 藤吾君

丸谷 金保君

村沢 牧君

吉田 正雄君

原田 立君

藤原 房雄君

河田 賢治君

下田 京子君

三治 重信君

中川 一郎君

初村 龍一郎君

農林大臣官房長

林野庁長官

林野庁林政部長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

林野庁職員部長

林野庁指導部長

林野庁業務部長

松本 作衡君

藍原 義邦君

石川 弘君

竹中 譲君

相賀 幸雄君

須藤 徹男君

秋山 智英君

本日の会議に付した案件

○国有林野事業改善特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木省吾君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

国有林野事業改善特別措置法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○村沢牧君 国有林野の改善特別措置法について、私は先日の委員会で総論的に、また基本的な問題について大臣に質問したわけでありますけれども、きょうは少し各論にわたって質問いたします。

国有林野の収入のほとんどは木材の販売収益に頼っているわけでありまして、長官の答弁にもありますように、今後当分の間、伐採量の増加は見込めないわけでありまして、このことは、国有林の蓄積が一年生から二十年生未満のもの、つまり四輪級以下の蓄積が七一%を占めているという数字が示しておりますように、国有林は過去において乱伐あるいは増伐を過ぎた結果によるものであるというふうに私は判断するものであります。

す。高度経済成長時代、国有林から木材を供給するという時代の要請はあったにいたして、伐採超過のツケが今日回ってきているんだというふうに思うのであります。過去における乱伐、増伐の実態とその反省を求めるものであります。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま国有林の過去におきます伐採についての御質問ございましたけれども、戦後国有林が林政統一になりまして、北海道国有林あるいは御料林それから国有林等々が一緒になりまして、昭和二十二年から国有林野事業特別会計として発足したわけでございますが、戦後御存じのとおり、復興あるいは経済成長ということで国内の木材の需要量が非常に急激に増大してまいっております。昭和三十年代まではほとんどの木材需要というものが国内の木材生産によつて賄われ、特に燃料等におきまして、まだまだ、木炭というものが中心でございました。そういう意味から、国内における木材の需要というものが供給量よりも多いというふうな状況で、木材価格というものが年々高騰しておったわけでございまして、特に昭和三十五、六年前後におきましては、いろいろ諸物価の高騰の原因が木材の価格にあるというふうな形もございまして、そういう意味から、非常に木材の需要というものが活発になったことに對する対応というものが強いられたい事柄がございまして。

そういう意味で、国有林といたしまして、その時代時代に合いますや否や国民の需要なり要請にこたえるために、木材の生産というものの対応してまいったわけでございまして、昭和四十年代に入ります前までは申し上げましたような状況で、国有林といたしましては従来余り切っておりませんでした天然林、これは成長量の非常に少ない林分でございますが、そういう天然林をできるだけ成長量の高い人工林に切りかえることによ

りまして国民の需要にこたえ、なおかつ将来の国有林の山を蓄積の高いものにしようという方針で伐採量を増大させてきたわけでございまして。ところが御存じのように、昭和四十年代に入りまして、森林の持ちますいろいろな機能、こういうものをよりよいに發揮するような要請が高まってきたわけでございまして、そういうことに対応いたしまして、国有林といたしまして昭和四十八年にこれからの森林施策のあり方というものを直しまして、これからの国有林の伐採の仕方、造林の仕方という方向を改めて決めたわけでございしますが、その場合に、従来皆伐をやつておりましたものの面積がぐつと減ってくる、あるいは択伐を禁伐にする、皆伐を一部択伐にする等々、前に比べますと伐採する面積も非常に減つてまいりました。そういう関係で伐採量が減つてまいりました。

そういう点で、私もいたしましては、ただいま伐採量が落ち込んでおりますのは過去におきまして国有林が大幅な伐採、大きな収獲量をしたからであるということだけではないというふうに考えておりますが、また逆に、造林地がまだ非常にいまお話ございましたように、二十年生以下の造林地が七〇%ございまして、そういう観点から、現時点では確かに成長量は少のうございまして、伐採量も少ないわけでございまして、将来にたいま造林しておりますものが成長してまいりますれば、それに伴ひまして成長量も大きくなるわけでございます。私もそういうことで今後の国有林の収獲量が増大することを期待し、またその量になるような山の仕立て方をいたしまして、これからの国有林の改善を図つてまいらうというふうに考えておる次第でございまして。

○村沢牧君 長官は、今後余り伐採が見込めないのは過去において乱伐した結果だけではないとい

うような答弁があつたわけでありませうけれども、伐採量の基準は、私は樹木の成長量に見合うものでなくてはならないというふうに思うのであります。

ここに林野庁の資料がありますけれども、「経営基本計画」で見ますと、昭和四十四年に策定をした計画、つまり四十四年から四十七年までの計画でありまして、これを見れば、成長量は千百万立方、伐採量が二千万立方、一八二の超過伐採である。さらに四十八年の計画を見ますと、これは四十八年から五十年までの資料でありますけれども、成長量が千二百万立方、伐採量が千五百三十万立方、一八二というふうになっているわけでありませう。さらに、過去二十年間の伐採量と成長量とを比較してみますと、二十年間の平均は一七でありますけれども、特に三十九年、四十年、四十一年は二〇〇、成長量の倍切っているわけですね。それから四十三年、四十四年、四十五年は一八〇、成長量の二・八倍ということを林野庁の資料は示しているわけです。

したがって私は、この成長量を超えて伐採をしたこと、このことに大きな原因があるというふうに思いますが、これについてはどのような反省をしておるんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 御指摘になりましたように、伐採量を決定する一番大きな基準になります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、国有林の場合、私も老齢過熟林分と申し上げておられますけれども、いわゆる天然林で相当年齢のたつた森林、こういうものが相当ございまして、現在でもまだ残っておりますが、そういう森林の成長量と申しますのはきわめて少ないわけでございます。したがって、その時点におきましてそういう森林の成長量を加えた総量で成長量を算出したとしますと、相当少ない量になる。しかしながら、そういう森林を伐採いたしました人工造林地にし、そして杉、ヒノキ等を植えますと、今度は非常に成長量の高いものになってまいります。

そういう将来成長量が大きくなるという成長の高い森林に切りかえるという手法、いわゆる森林を改良していくという形、過程をとっておるわけでございます。そういう過程におきましては、その森林が全部改良後になりますれば、いま先生がおっしゃいましたように、大体その成長量に見合った伐採量ということでスムーズに対応できますけれども、改良期間中におきましては、どうしても成長量よりもある意味で伐採量をよけい切つてまいりまして、将来におきます伐採等の関係が保続になるような形、そういうものを考えていく必要があるというふうに考えております。

そういう関係で、俗に保続方式と申しておりますけれども、そういう保続方式を考えまして、それを大体六十年間ぐらいについて計算いたしました。伐採量が余り減少しないような形でそれぞれ時代の期間の伐採を決めておるわけでございます。そういう意味から私も私どももいたしましては、先ほど申し上げましたような皆伐面積をよけいとしまして、天然林の林分を改良いたしまして活力のある造林地にする場合には、その過程におきましては成長量を上回る伐採量が一時的に発生いたしますけれども、将来におきましては成長量と伐採量が大体イコールになるというのが基本的な考え方でございます。六十年度の終わりに、成長量と伐採量が大体私どもと同じになるような形で現在計画を組んでおる次第でございます。

○村沢牧君 長官の答弁を聞いておりますと言いますけれども、成長量を超えて伐採をしたことについて反省らしいことが一言もないわけですね。皆さんはこれでよかったというふうにお感じになるんですか。そのことに答弁をいたしたいともにも、もう一つ、昭和四十八年の三月、林野庁が公益的要請から国有林野改善の基本的な考え方、あるいは新たな森林政策方針をつくつて禁伐地域や択伐地域の拡大、あるいは皆伐地域の減少などの方針を示しておるわけでありませうけれども、これはあくまで施業の方針であつて、伐採量の基準を示したものではないというふうに思う

んであります。そこで、なるほど最近伐採超過率は減少したといつても、それでも五十一年度で一・二％でありませう。ことしの三月、林野庁は新たに経営基本計画をつくつたわけでありませう。これは御承知のとおり五十三年から六十八年までの計画であります。この計画の中においては成長量とそれから伐採量、この関係がどのように配慮をされておるんですか、そして将来どのようになるんですか。過去における反省と、これからの見通しについて答えてください。

○政府委員(藍原義邦君) 初めに前段の御質問にお答えいたしますけれども、先ほど申し上げましたように、昭和三十年年代の後半、非常に木材の需要に対する国民の要請が多かった。民有林におきましてもまだ切れる木は余りない、さらに外国からは輸入がでかき、こういう事態に、やはり国有林としても国民の要請にこたえなければならぬ非常に大きな使命がございまして、閣議決定等から見まして、国有林がこれからどうやって木材を生産するかという方針も決めたわけでございます。そういう時点でもう一度だけ技術的に可能な範囲の天然林を改良して人工林に切りかえることによつて、伐採量をふやしてまいらうという方法を考えてわけでございますが、いま先生御指摘になりましたように、私もその時点でやはり国民の要請に、その時点としては私はやむを得ない要請であつたのだらうと思つております。

しかしながら、いま振り返つてみますと、確かにそういう考え方でやりましたものに一部標高の非常に高いところ、あるいは地質的に必ずしも十分でないところ、あるいは非常に大きな面積で皆伐していったという点については、私も私も反省しないわけではございません。そういう点がございまして、これは私も十分わかります。それとあわせて、さらにはたゞいま非常に要請になつております公益的機能の発揮という面から伐採のあり方、あるいは面積の縮小、そういうことを考えてこれからの方向を決めたわけでございます。

で、そういう点では私も十分その辺を踏まえながらこれからの計画を組んだわけでございます。

それから、これからの状況でございますが、これはきちんとした、きわめて正確だという数字であるといふことではございませんけれども、ただいま私も試算した数字でございますが、現在森林蓄積が昭和五十三年度で大体七億七千万立方でございます。これが今後昭和七十二年、約二十年弱、大体改善期間でございますけれども、その間に八億立方という形で、八億立方以上の蓄積になる。成長量にいたしまして昭和五十三年度は一千四百万立方の成長量でございますけれども、昭和七十二年には約二千万立方の成長量になるというふうに見込んでおります。そういう観点から見まして、私も私もいたしましては昭和五十三年度千五百万立方の伐採という計画を組んでおりますけれども、七十二年におきましても一億五千万立方という形で伐採を組まして、それから先徐々に伐採が上がつていくという形で、伐採の計画を組むことにいたしております次第でございます。

○村沢牧君 私が聞きをしたのは、本年三月作成した経営基本計画ですね。この計画は、伐採量と成長量とはどのように配慮をされておりますかということなんです。

○説明員(須藤徹男君) ただいま長官から考え方について御答弁申し上げたわけでございますが、今回の五十三年から六十八年までの十五ヵ年計画におきましては、まだ改良期間の中期でございますので、若干成長量よりも伐採量が上回つていくというところがございます。いまお話ございましたように、さらにその後の傾向を見ますとむしろ伐採量よりも成長量がどんどんふえていくという状況になつておるわけで、先ほどお話ございました今回立てました計画では、まだ若干成長量よりは伐採量が上回つておるというふうでございます。

ければなりません。そこで「国有林野における新たな森林施業」、これを見れば「伐採から更新までの期間は、拡大造林にあつては二年以下、再造林にあつては一年以下を目途とする。」というふうに規定をしているわけなんです。

そこで、この森林施業の指導方針どおりの人工造林が行われているかどうか、そのことと、特に人工造林を必要とする面積と、その面積に対してどのくらいの率で実行されているのか、その点についてはどうですか。

○説明員(秋山智英君) 更新期間についてお答え申し上げます。

国有林野事業におきましては、伐採に着手いたしましたから造林が完了するまでの期間を更新期間と呼んでおります。具体的には、したがいまし更新が未済で翌年度に繰り越す分を当該年度に実行した量で割りまして求めるわけでございますが、全国平均で申し上げますと、昭和五十一年に一・九年でございます。で、一・九年の中には、伐採に着手しましてから完了する期間がございしますが、これが大体十ないし十一カ月でございますので、地域によって差はございますが、木材の搬出を終わりましたからおおむね一カ年程度で更新が終了しております。

それから次に、造林の関係でございますが、ただいま申し上げましたとおり、一応一・九年の範囲内でやっておりますので、皆伐をいたしまして造林をする面積につきましては、すべて植えられおるといふふうに申し上げたいと思います。

○村沢牧君 それでは、いま部長の答弁は、この「国有林野における新たな森林施業」、このとおりいつているということですね。

○説明員(秋山智英君) 更新期間はそのとおりいつております。

○村沢牧君 次は、森林の保護増進と生産力の増進を図っていくためには、すなわちいい山をつくっていくためには、間伐を初め保育事業を促進することが強く要請をされているわけでありまして、本年度の林業白書でも、戦後積極的に造成をされ

た森林が近年逐次間伐期に達しており、間伐の必要性は年々累積する結果にあり、森林生産力の増大と森林の持つ公益的機能を高度に發揮していく上から、間伐の実施がきわめて重要かつ緊急な課題となつていくというように訴えているわけでありまして、幼齢林の多い国有林でありますだけに、保育の必要性が高いわけでありまして、現在、国有林で間伐を必要とする面積と、その実行状況についてお聞きをします。

○説明員(秋山智英君) 国有林におきまして人工林の間伐の状況をまず申し上げますと、昭和四十九年から五十一年の三カ年間につきまして見てまいりますと、間伐面積は年平均一万七千ヘクタールを執行しております。これを同期におきまして地域施業計画、国有林におきましては、全国の国有林を八十の地域施業計画区というふうに分けまして、それごとに地域施業計画というのをつくっております。それで、その中で伐採、造林その他必要な森林施業の事項をおさめておりますが、その中で間伐につきまして指定しておる面積に對比いたしますと、実行面積で七〇%、それから材積で八三%となっております。

なお、先生たいま御指摘ございましたように、国有林におきましての造林も戦後非常に多く植えられておまして、約七〇%が若い造林地でございますので、これから逐次戦後に植えられまして造林地が間伐時期に到達することとなります。五十三年度から六十七年度までの十五カ年におきましての間の間伐の面積の年平均は、五万ヘクタールと見通しております。したがいまし、私も今後間伐の重要性にかんがみまして計画的に実施してまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○村沢牧君 間伐の必要は改めて申すまでもありませんけれども、間伐は国有林、民有林を問わず大変におこなわれているわけでありまして。私は、間伐は山づくりという面から見れば、たとえ採算が合わないとしても、やはり手を入れるべきものは入れなければならぬというふうに思うのであり

ます。国有林、民有林を問わず、今日の間伐の状況を見る中におきまして、間伐材の生産対策をどうするか、あるいは流通対策あるいはまた需要の拡大、こうした面が大変におこなわれているわけでありまして、間伐をやりやすくするためにも、林野庁みずからが林野の重要な仕事としてこれらの対策を立て、あるいは指導に当たるべきだというふうに思いますけれども、この間伐の対策はどうなつておりますか。

○説明員(秋山智英君) 国有林の間伐につきましては、ただいま申し上げましたとおり、今後の森林資源を造成するに当たりましてきわめて重要なところでございますので、私も鋭意これに努力しているところでございます。

まず第一に対策として考えておりますのは、これは国有林と民有林を通じた施策ともなりますが、間伐材の生産流通というものがやはり一つの問題になるものですから、この生産流通が計画的に、しかも効率的に進められましように、間伐材の安定流通パイロット事業というのを国有林、民有林を通じた形で実施しております。

それから、戦後植えられましようやくこれから林業地帯を形成されるような地域を対象といたしまして中核林業振興地域というのを指定しておりますが、その育成特別対策事業の中で民有林の間伐対策がございまして、これと国有林は連動しつつ昭和五十二年までございまして、この間伐事業計画の作成並びに間伐促進協議会の設置、それから五カ年間にわたって予約的な販売を行います。間伐促進特別対策事業というのを実施しております。特にこの間伐と申しますと、計画的に出てまいりませんとコスト高でなかなか材価が低うございまして、やはり計画的に出すということが非常に必要かと存じますので、この対策を通じて今後推進してまいりたいと考えております。

それから、第二点でございますが、間伐材の搬出、間伐作業道を作設いたしまして、間伐材の搬出施設を積極的に進めてまいりたい。

それから、第三点といたしましては、やはり間伐材の需要開拓という問題が今後の間伐材を有効に利用するためにきわめて重要でございますので、間伐材を利用しました住宅工法の開発など、利用分野を開拓するというのが、やはりこれらの一つの重要な課題かと考えております。

ただいまのような方法を講じてまして、ぜひとも間伐事業を積極的に進めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○村沢牧君 国有林の危機が叫ばれているのは、財政上の赤字だけの問題ではないというふうに思うのです。私は、山が荒れていることに問題があるというふうに思うのです。つまり、立木の価値が落ちていくことなんです。国有林の特別会計といつても会社の経理と同じようなもので、一体たな卸しが幾らあるのか、山にどれだけの資産があるのか、そのことを見なければ、単年度収支だけでこの経営がよかつた悪かつたというふうなことを論ずるわけにはいかないと思うんです。

そこで、不良造林地の問題でありますけれども、さきの委員会でも指摘をされたところでありまして、私も幾つかの国有林を見て回っておりますけれども、国有林の保育は確におこなわれているというふうに思うのです。林野庁は、生育不良の山が一萬五千ヘクタール、早期保育を必要とする山が三万ヘクタールというふうに言っておるわけでありまして、とてもそんなことには私は思いません。私は実はここに多くの営林署からの不良造林地に関する資料を持っているわけでありまして、これらを見ても、よく言われているように二〇%、四十万ヘクタールぐらいの不良造林地があるのではないかと、そんな気がするのです。

そこで、改めてお聞きをしますけれども、この不良造林地の基準ですね、生育不良とはどういうものを指すのか、あるいは早期保育を必要とするものの基準と、先日の部長の答弁でもこの不良造林地の一萬五千ヘクタール、三万ヘクタールは調査に基づいて組織を通じて皆さん方が掌握したものだという答弁があったわけでありまして。そうだ

とするならば、この面積の各営林局別の内訳を示していただきたい。

○説明員(秋山智英君) 不良造林地の基準につきましては、私も生育が不十分である造林地という考えから四つのパターンに分けてござい

す。
第一のパターンは、これはこれから改植をしていかなきゃならぬというところでございますが、これは植えたときの植栽本数に對比しまして現在の生立本数が約半分以下でございまして、しかもその植栽後入ってまいりました有用な広葉樹林等を含めましてこのままではなかなか成林がむずかしい、しかも今後改めて植えかえてりつばな造林地になり得る可能性のきわめて高いところを、改植の必要のある個所ということでこれは考えています。

それから第二点は、植栽後、天然性の有用広葉樹林が入ってまいりまして、気象条件その他の立地条件から見てもまいりまして、両者あわせまして針広混交林に仕立てた方が、誘導してまいった方がよろしいという林分が第二点のパターンでござい

ます。
それから第三は、現在の造林地の中に空隙地等もございまして、そこに人工によってさらに植えつけをする必要のあるものは植えつける。それから、地表をかき起こしまして、天然性の広葉樹等が導入し得るようなそういうものについては、人工的な手法を加えて人工補整林に誘導していかうというふうなものが第三のパターンです。それから第四のものは、これはまだ非常に若くて、どういうふうな将来の林分を持っていっただいいかということを観察して、しかる後に決定したいというのが第四の型でござい

ます。
以上の四つの型がございまして、これを中心

にいたしまして、私も各営林局の局別の内容を集計したものが、先般御説明申し上げました一万五千百ヘクタールでござい

ます。
それから次に、早期に保育を要する人工林でございまして、これにつきましては、やはりできるだけ早い機会におきまして、侵入してまいりました広葉樹を除去いたしまして植栽木の生育をよくしようという、そういう考え方とておるものが早期に保育を要する造林地と考えるわけでござい

ますが、これにつきましては、旭川が二百三十ヘクタール、北見が千六百六十ヘクタール、帯広が二千三百三十ヘクタール、札幌が二千六百ヘクタール、函館が九百八十ヘクタール、青森が千二百ヘクタール、秋田が一万百十ヘクタールでござい

ます。それから前橋が六千十ヘクタール、それから東京が百五十ヘクタール、長野が五百四十ヘクタール、名古屋が六百六十ヘクタール、大阪が三千六百三十ヘクタール、高知が三百三十ヘクタール、熊本が五百七十ヘクタールでござい

ます。
以上でござい

ます。
あるのが実状である。保育こそ造林事業の主体をなすものだという考え方になりたいものである。

というふうなことでこの調査を行ったわけであり

ます。当時の調査として造林面積、つまり対象造林地が二千六百六十二ヘクタールのうちの三分の二の千四百三十七ヘクタールが手おくれ林分またはそれに近い林分であり、森林内容の充実から見て憂うべき現状である、早急に解消対策を講じなければならぬ状態である、このように調査結果がまとめられておるんです。こうした調査は、いま部長から話がありました四つのそういう条件に基づいて調査をしたものですか、その点まずお伺い

したい。

○説明員(秋山智英君) 長野営林局の岩村田営林署の調査は、昭和四十五年におきまして、署が独自の立場からプロジェクトチームを編成して調査をしたと聞いております。

これは、間伐、除伐、つる切り、本数調整というふうな区分に従いましてしたものでございまして、私ただいま申し上げましたのは直接的に關係のあるものというふうには言えません。ただし、これは署段階で独自にやったというのは、私もやはり非常にこれは好ましい調査というふう

に考えております。

○村沢牧君 その基準に基づいてやったかどうかは別として、営林署自体が手おくれがあるのだというところでこういう調査をやらざるを得ないという突進だったんですよ。

そこで、手おくれの原因としては、ここにもありますように、予算上、技術上、労務上の問題点と更新優先の時代的趨勢が挙げられておるわけなんです。この不良造林地を解消するために当該営林署はその後努力してきたことは認めたいたしましても、労働力だとか予算の不足によって思うようにいかず、この営林署の労働組合の調査によると、五十年たつた五十年年度においても、その後に発生したものを含めて、まだ千三百六十四ヘクタール不良造林地があるのではないかと、こういう指摘もしているわけなんです。このことの調査については前もって通告しておきましたから、その結果について答弁してください。

○説明員(秋山智英君) この長野営林局の岩村田営林署におきまして調査いたしました結果につきましては、私も今後手入れを必要とする面積は一千四百四十ヘクタールだったというふう聞いております。その後、営林局におきましては、昭和四十六年から事業実行に際しまして、この調査報告を参考にして、昭和四十八年には岩村田営林署が所屬して、千曲川の上流の施業計画の施業計画の編成がなされたという聞いています。その編成に際しまして、この調査の問題の個所につきまして調査をしたというふう聞いております。そういう計画に基づきましてその後の事業実行がなされたというふうな報告を受けておりますが、このいま千四百四十ヘクタールの中を区分して申し上げますと、間伐につきましては……

○村沢牧君 部長、時間がなから簡潔でいいですよ。

○説明員(秋山智英君) この各種類につきまして、トータルで千九百九十ヘクタールでござい

ます。しかも、残っております分につきましては、たとえば間伐につきまして少し残っておりますが、まだカラマツ林の林分が鬱閉してないために間伐をもう少し見送ってやられた方がいだろうというふうなところ、それから除伐で現在残っている部分につきましては、間伐として近い将来やられた方がよろしいだろうということで、五十四年ないし五十八年に予定をしている部分もあるというふうなことも聞いております。いずれにいたしましても、現段階では、残っております三百五十ヘクタールについては手おくれ地になってないというふう

○村沢牧君　大臣から前向きな答弁があったわけ
でございますから、ぜひひとつやってください。

次にお聞きをいたしますが、営林局は造林事業
方針書というのをつくって造林事業に必要な基準
を設けているわけであります。これはいわば造林
事業の仕様書であり、設計書であるというふうに
思いますけれども、現在各国營林の作業がこの方

○説明員(秋山智英君) 造林事業につきましては、この方針書に基づきまして現地の実態に即して

つくることはできないというように思うのですよ。幾ら機械化になつたといえども、わが国の森

林と國有林の置かれます立地条件が違いますし、植えるその樹種その他非常に異なりますし、また

つけることは非常にむずかしいかと存じます。

なお、ただいま先生からお話がございました林家の経済調査報告書と申しますのは、これは対象林家、これは保有山林二十ヘクタールから五百ヘクタールの規模の林家を相当対象にいたしました。その林家が持つておる森林にその年に労働を投下したものを、樹種別、林齢別、年齢別に集約したものでございまして、したがって、森林所有者の持つておる森林の樹種あるいは年齢別分配その他から見えてまいりますと、なかなか年齢の連続性の問題とかその他から、特に国有林の直接の作業労働投下量と比較するのは困難でございます。

そこで、私も五十年年度の林家経済調査の報告書をもとにいたしまして、この五十年年度の国有林の実績と試算をしてみたわけでありますが、その場合に、まず国有林と民有林の樹種別の関係につきまして同じベースにいたしまして計算しなせんといたけないもので、国有林の樹種別構成とこれを同じような形で加重平均をいたしまして計算いたしますと、新植がヘクタール当たり二十二人、それから補植が二人、それから施肥が一人、保育が七十九人、それからその他七人、計百一十一人となっております。一方、五十年年度の国有林の実績をもとにいたしまして直接作業投下労働力に共通作業、保護管理の労働量を入れますと、新植が四十五人、改植一人、施肥一人、補植一人、保育六十一人、その他四人、合わせまして百十三人となっております。労働投下量は、この調査とほぼ同じような結果になっております。

なお、この作業労働投下量を見てまいりますと、ただいま私が申し上げましたように、この森林所有者の持つておる樹種構成、林分構成等の関係から見えてまいりまして、たとえば杉におきましてはこれは百八十二・九人、ヒノキは百九十二・〇人、それから松は五十五・七人、カラマツは十七・四人ということで、非常に樹種別の乖離が大きいというふうな、そういう側面はこの表から出ると思います。

○村沢牧君 部長の答弁で、国有林と民有林とは立地条件も違ふ、樹種も違ふ、したがって比較にならないというふうな話があったんですが、私も、私は長野県と群馬県と比較したわけじゃないんで、その地区の営林署とその地区の森林組合、あるいはその地区の営林局とその地区の県公社を私は比較したんですから、そんなに違いがあるはずはないんですけれども、いま林業統計から見た答弁があったわけでもありますが、これとてやっぱり見方がいろいろありますけれども、私の見方では、林業統計でいえばたとえばこの森林所有者が年間労働投下は百八十二である、そのようなことが出てくるわけですね。それに対して部長の方から余り違いがないというお話があったんですけれども、そのことの論議は時間がかかりますからひとまずおきましよう。つまり、人工をかけたなくてもいい山ができれば私は結構だと思ふんですよ。

私が人工のことを特に主張するのは、現実にもうようになつていないから、問題があるから指摘をするんです。林業所有者の問題も出たわけであり、人工をかけるということは、あるいは森林組合が民間から委託を受けて施業してそれだけ人工をかけるというところは、いい山にするために、委託を受けた人がその程度の人工では承知をしないからかけているんですよ。ところが、営林署は、自分の山だからそういうものはかけてない。県の造林公社にしてもそうなんです。委託者が、この程度の営林署くらいな人工では承知をしないんですよ。山にならんんです。だから、いま国有林の山づくりに学ばざるべきものはないと、そういうふうに言われているんですよ。

このことを、皆さん自身が反省しなければならぬというように思ふんです。このヘクタール当たりの人工を見ても、年々だんだん減つていっているんです。私の調査によれば、たとえば人工保育の場合においても、三十年には八・九人かけたのを、五十一年には二・六人しかかけておらな

い。あるいは更新にしても、三十年には一七・七人かけたのを五十一年には九・一人というふうな減つていっているんです。これは機械化だけの原因じゃないんです。林野庁は山の手を抜くことによって、人工をかけることによって採算を合致して、人工をかけるんですよ。長官答弁してください。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま業務部長からいろいろ御説明したわけでもございまして、私も、私も国有林がそれぞれの山をいって造林地にするように仕立てなければいけないというふうな考えをしております、その方向に向かひまして指導を徹底しておるつもりでございます。

業務部長から細かい話をいたしましたけれども、たとえば造林費の比較をいたしますと、国有林でやっております造林でございまして、国有林これは杉、ヒノキでございまして、その場合には経費にいたしまして、大体ヘクタール当たりで七十六万三千円、このくらい金をかけております。これは直営の場合でございます。請負の場合ですとそれが五十二万二千円、平均いたしまして大体長野の国有林の場合には六十万六千円かけておるわけでございます。民有林の場合には、ヒノキの場合が四十三万二千円、カラマツの場合は二十九万四千円という形になっておまして、金額的に見ますと国有林も結構かけておられますが、これは一部資金の差はあろうと思ひますが、これはそれにいたしまして、私も、私も造林地につきましてはできるだけ投下をいたしまして、能率的な範囲の中で造林地がよくなるような努力は今後も続けてまいりたいと思ひております。

○村沢牧君 大臣にお伺いしますが、いい山をつくるということは国家百年の大計であるわけであり、国有林が企業利益を追求することは、これは企業会計として当然のことでありまして、これは、ただ当面の赤字だけに目を奪われて山づくりを、必要な労働力は投入する、必要な予算は入れる、そうすれば国有林は木材を供給するにとともに国土の保全、地域の振興を図つてくれる、そ

うした充実した山になるのですよ。また、そのことを期待しなければなりませんけれども、国有林に対して人間も予算も使うのだと、その気持ち、考え方はどうですか。

○国務大臣(中川一郎君) 全くそのとおりだと存じます。目先のことで、単年度の収支が合う合わないだけでやつたのでは山づくりというものはできない。そういうところから、今回長期的な改善計画を立てる。そのためには当分の間は伐採量を減らす、あるいは造林なり山づくりというものをしっかりやる。それで当分の間収支が合わないために一般会計からも財政投入を行う、あるいは資金の借り入れを行う、こういう意味で、目先のことはなくして、かけるものは十分かける、しっかりと山づくりをしていく。こういうところが今度の改善計画あるいは組織機構改革、一連の国有林対策はそういうところから発想しております、そういうふうなやつていくべきだと、こう思ひます。

○村沢牧君 私は、ここで具体的な地域の問題について、若干触れて質問をしてみたいというふうな思ひます。木曽の国有林の現状を、私はこれを明らかにするとともに、その改善策について見解を求めたいというふうな思ひます。ということは、木曽谷は国有林の代表的な存在であるからであります。木曽谷に、いま国有林の持つて現状あるいは課題が象徴的にあらわれておりますから、あえて木曽谷の問題をここで取り上げます。

最初にお聞きをいたしますけれども、五十年年度の国有林勘定の収支は四百四十八億円の赤字になつておりますけれども、木曽谷十管営林署の収支合計は八十九億の黒字であります。これは五十年年度に限らず、過去二十年間の収支の関係を見ても、木曽谷というものは常に他の地域を凌駕してこういう成績を上げておるわけですから、この点は認めますか。

○説明員(秋山智英君) 木曽の国有林は、十の営林署でここにおきましては事業を執行しているわ

けであります。この十の営林署の収支状況は、一部には赤字基調の営林署もございますが、全体として見てまいりますと、先生御指摘のとおり、過去昭和四十二年から五十一年度の十カ年間見てまいりまして黒字基調でございまして、年平均六十一億円の収入超過となっております。もちろん、これには営林局、林野庁の間接経費は含まれておりません。この営林署の区域の中におきまして、長野営林局で支弁していただきます工事費等を考慮いたしまして収入超過になっております。したがって、先生御指摘のとおり、この木曾地域の国有林野事業が全体の財政に大きく貢献していると考えております。

○村沢牧君 いま答弁がありましたように、五十一年度で九十八億円の黒字であり、年平均しても六十億以上黒字である。これだけ国有林会計へ入れても国有林会計はなおかつ四百四十八億、五百億の赤字になっているわけなんです。いかに木曾谷が国有林会計に貢献をしているかということ、この数字は物語っているわけでありまして、まさに国有林にとっては木曾はドル箱なんです。国有林にとつてはドル箱でありましたけれども、長年にわたる乱伐、あるいはまた増伐によって山は荒れて、自然環境は破壊をされ、崩壊地が多くなって地域住民はいつも災害の危険に立たされておるわけです。また、国有林の合理化によって、山に働く人たちが減ってまいり、その地域は過疎化の現象が大きくなってきておるんです。

木曾の山がなぜこんなに荒れたのか、第一の原因は乱伐によるものであります。地形や地質の悪い地域であるにもかかわらず、成長量に対する伐採超過率は、実は三十年から五十一年までの平均数値をとつても非常に大きいわけですね。この二十年間の平均で五〇〇％です。つまり成長量と伐採量と比べて五〇〇％。しかも、多いときには、三十八年、三十九年、四十年には、成長量に対して八・九倍とか八・五倍とか、八倍、九倍も切っているんです。あるいは四十二年、四十四年、四十五年にも五倍以上切っているんです。

先ほど申しましたように、国有林全体の成長量が一一七％でありますから、これはいかに天然林が多いからこうだとか、成長率がとまった木であるからこうだとか、あるいは風倒木があつたからこうだとかいうように皆さん言っているんですけれども、いずれにしても木はこれだけなくなつてきておるんです。まず第一の原因は乱伐であり、あるいは増伐なんです。

それから第二は、造林はしたけれども自然的条件に合つたような造林をしておりませんから、造林木は成長しない。つまり、適地適木の選択を誤つてきたんですよ。

三つ目には、造林後の手入れがきわめて悪い。これは衆目の一致するところ。したがって、このように山が荒れたということ、これについて皆さん方は十分これは反省をしなきゃいけないし、考へてもらわなければならぬと思います。

実は、私のところに昨日木曾の人たちがこんな写真を持ってまいりまして、どうかこういう実情を農林大臣にも、あるいは林野庁の偉い人にも見てもらつてくれという写真を持ってきたんです。これを見れば、更新樹種の選定を誤つた結果こういうふうになつておるんだとか、あるいは保育がこれだけおつておるんだとか、つぶさにこの写真は物語っているんです。一体、このように荒れた原因をどのように考えますか。ひとつ大臣の方、この写真を見てください。

○説明員(秋山智英君) 木曾谷が荒れた原因でございまして、当然国有林につきましても、地質的には花崗岩、石英斑岩という非常に深層風化の進んだものでございまして、非常に脆弱な地帯でございまして、さらにまた、地形も非常に急峻でございまして多雨地帯でございまして、崩壊地が発生しやすい位置にございまして、過去におきます災害等をまず見てまいりますと、昭和三十四年に伊勢湾台風、それから三十六年に第二室戸台風の被害を受けて国有林で相当ひどい風倒木、約二百三十万立方メートルの被害が出てまいりました。これは、木曾谷の国有林の

五十一年度の収獲量の七年分に相当するものの量でございまして。その後も台風あるいは梅雨前線等が発生いたしまして、この木曾谷の国有林が荒れた原因になつておるものと考えております。

○村沢牧君 部長ですね、そういう現象であつた、しかしこの乱伐、木を切り過ぎたそのことについては反省らしきものがないわけですね、その点はどうか。

○説明員(秋山智英君) 先ほど長官が御説明申し上げましたとおり、昭和三十五年以降が国の高度成長に伴いまして、木材需要の増大に対処するために国有林におきまして生産力増強計画並びにそれに引き続きまして木材増産計画をつくりまして、成長力の衰えた天然林を伐採しまして、跡地に成長力の旺盛な人工林を造成するというところで事業実行をしてまいりまして、そういう面からいいますと、やはり老齢天然林を切る場合におきましては成長量を超えた伐採をしますが、将来におきますところの保続の度合いを勘案して決めておるものでありまして、成長量を超えた伐採をしたからといって即過伐ということにはなりません。ただし、私も現在反省しておりますのは、森林の持つております公益的機能の側面からの見直しにつきまして反省をいたしまして、昭和四十八年からは新しい施業方法でこの森林の取り扱いに従事してきておるところであります。

○村沢牧君 部長、大臣もい山をつくつていくんだと、やっぱり過去に切り過ぎたことは皆さん方も認めておるんですよ。部長が一々そんな言いわけばかりしなくたって、あなたも長野県の人でしょう。木曾のことはよく知っているわけだ。木曾がなぜ荒れたか、あなたたち知っているわけですね。ですから、もっと真剣に答弁しなさいよ。

それから、伐採に対して更新がどうなつていくかというところを見ますと、なるほど二十年間平均で八〇％の人工更新はしております。ところが、保育が十分行き届いておらないために、先ほどから言われている不良造林地が非常に多いわけ

なんです。先ほど部長の答弁では、長野営林局両方合わせまして不良造林地が千六百九十ヘクタール程度というお話があつたわけですよ。私らの調査によると、とてもそんなことじゃないんです。もう九千ヘクタールも超えているというんです。不良造林地が、幼齢林についても、つまり、人工造林の二八％も不良造林地があるというんです。これは各営林署ごとに調査した数字です。

と同時に、御承知のように、木曾谷のこの伐採跡地は単に再造林をすればいいと、それだけでは済まされないんです。そこにもありますように、樹種を誤つたために、植えた木が育たないところがあるんですよ。この地域の土壌の特質と、それから標高とササとの関係、あるいは幾つかの樹種の混植など、昔からいろいろな学者や営林署の皆さんが調査をし学説も出して施業方針も出しているんです。したがって、伐採した後は木を植えてあります、それだけでは山はなつていないんです。そのことについてどういふふうに思ひますか、保育はどうですか。

○説明員(秋山智英君) 木曾谷の営林署は十ございまして。そのうち販売営林署が一つございまして、残りの九営林署の最近五カ年の造林の実行を見てまいりますと、植えつけが六百七十ヘクタール、下刈りが四千三百二十ヘクタール、つる切り、除伐が千六百六十ヘクタールでございまして、ただ、先生いま御指摘ございましたが、それ以前の昭和三十一年から以降、前半四十一年度までにつきましては、その造林過程におきまして問題がございまして。そこでこの二十年間、三十二年以降五十一年度までの二十年間の皆伐面積は約二万ヘクタールでございまして、新植面積は一万六千ヘクタールでございまして、その差四千ヘクタールでございます。

そこで、この中でございまして、まずあそこ三浦ダムができてましてダム敷になった部分、それから林道敷の部分、それから地元の要請に基づきます部分林等が合わせまして約八百ヘクタールご

ざいます。それから、残りの三千二百ヘクタールでございますが、この大部分が、先ほど私説明申し上げました三十四年、三十六年の伊勢湾台風、第二室戸台風によりまして皆伐状の被害を受けた地帯でございますが、この地帯のうちで、海拔高が高く非常に風衝のためにカラマツも植栽できない地帯がこの地帯でございます。

そこで、これらにつきましては、天然生でカンパなどを導入するというような方法をとります。実行していただきますのが二千ヘクタール、それから、人為を加えずに天然力で更新を期待しているものが七百ヘクタールでございます。木曾谷の高い地域、三浦ダムの周辺でございますが、ここににつきましては、湿性のボドソル土壌と申しまして、非常に寒いところが多湿の条件のために、土壌の有機物の分解がおくれないで粗腐植の状態に地表に堆積している、こんなことから非常に強酸性で塩基に乏しいために瘠悪な土壌になっております。そこで、この地域につきましては、施業を今後進めていくためには非常に問題があるということ、このボドソル土壌等の瘠悪土壌地域における施業方法を説明すること、いろいろの調査研究を実施してある実態でございます。

○村沢牧君 木曾谷国有林のうち保安林の占める率は七二・三％、砂防指定地などを含めると実に七四％が保安林であるわけです。この保安林の崩壊地は年々増大をして、昭和三十五年を一〇〇とすると四十年には一六一、五十二年には実に五三二という異常な進捗度を示しているわけなんです。このような崩壊地が増大をしていく原因は、いま部長いろいろ答弁があったわけですが、いまいち、何と申しても、これは地質、地形にもよるでしょうけれども、森林の過伐や更新のおくれ、これが大きく原因していることは私は現地を見てもわかるわけなんです。過日、社会党の国会調査団が木曾へ入りまして、妻籠地区の調査をしたわけですが、このことの内容については衆議院の委員会でも論議をしていますから、詳細は私は申し上げません。

せん。お話がありましたように、このように国有林の崩壊地が増大していく結果、木曾の南木曾町に見られますように、十五年間に十二回の大きな災害を受けているんです。木材を処分して木曾から収入を上げていける反面、木曾谷に投下するのはいくらも少ないのです。

そこで、治山の関係について伺いたいのです。すけれども、第四次治山五カ年計画、四十七年から五十一年度の国有林全体の治山実行計画を見て、七二％ということに決して高くはない。建設省の砂防指定地である砂防工事等と比べてみて、率も低いわけなんです。そこで、特にいま私が申し上げました、木曾谷においても南木曾地区なんかの治山の進行率、私も社会党の調査によると、第四次の計画で実は計画に対して七・三％だとか、あるいは砂防防災計画も含めると六・一％程度しか実行されておられない、こういう資料が出されてきているのです。この治山に対して、木曾谷全体はもうこんなこと、いま私も調査した妻籠営林署の地区の関係はどういうふうに判断していますか。

○説明員(秋山智英君) まず、木曾谷の国有林の全体につきまして、第四次五カ年計画におきまして実施状況を見てまいりますと、この地域は長野営林局の最も重要な地域でございます。この五カ年間に計画額は三十六億九千二百百万でございますが、実行額は三十四億二千三百百万で、実行率は九三％となっております。全国で見てもいりますと、たゞいま御指摘ございましたように七二％の進捗率であります。木曾谷の木曾川地区につきましては九三％ということで、国有林全体の進捗率よりも多く実施されているところであります。

それから、妻籠の分につきましては、ちょっと資料を用意しますので少しお待ちください。

○村沢牧君 後ほど妻籠のことについても報告してください。

そこで、木曾谷は昔から、木一本盗めば首一つ飛ぶというようなことで、御料林の当時から国有

林を守ってきた。あるいはまた、国有林に働く住民によつて木曾の谷というのは支えてきたんです。ところが、最近、国有林の占める率が多い町村ほど過疎化の現象が多くなつてきておるのです。このことは、それだけ国有林に働く人たちが減つてきた、仕事が少なくなつてきたから町村がますます過疎化になつてくるわけなんです。つまり、こういう現状から見ても、いま私が指摘をした南木曾の地区の営林署が治山工事もおくれているし、山も大変荒れておるのです。聞くところによると、何かこのところを、営林署を一つ整理統合するのではないかと、いうようなうわさが立ちまわつて、それで地元は非常に心配しておるのです。林野庁長官、営林署の統合なんということはもう場所を示しておるんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 営林署の統合につきましては、たゞいま営林局で検討いたしております。まだ最終的にどこを統合するかというふうな決定はいたしておりません。

○村沢牧君 営林署の統合については、先日の委員会でも大臣もきかれて前向きな答弁をいただいたおるわけでありまして、大変むずかしいことであるし、地域の住民とよく話をし、簡単に事務的に統合するなというところはしませんという話をしたのですけれども、いま私は時間がありませんから細かく指摘できませんが、衆議院の農林水産委員会でもこの問題についてはかなり指摘をされておりますが、このように山が荒れている、あるいはまた治山もろんとおくれしている、その地域の営林署を統合するようなことがあつてはならないと私は思います。この点については答弁は要りませんけれども、強く要望しておきます。

それから、木曾に関係して最後にお聞きしますけれども、木曾谷の人たちは、先ほど申しましたように、山とともに生きてきた。そしてまた、国有林も木曾谷の人たちの協力によつて発展をし収入を上げてきたんです。つまり、営林局の人たちも、木曾谷は一つの研修の場でもあったわけですが、したがって、昔から、木曾谷については、多

くの学者や営林署あるいは営林局関係の貴重な文献や調査なんかたくさんあるわけです。ところが、現実のいまの状態を見るとどうか。大変悪口を言うようですけれども、営林署の署長も十人いますけれども、山の木を売ること、労働組合との団体交渉をすること、そのことにだけききうきゅうとしておつて、山をよくしていく、どうしたらよくなるのだという気持ちがない、またそういう仕事がないんです。やつておる時間がないんです。私は、このことを非常に残念だと思つて、先ほど申し上げましたように、木曾谷は代表的な山でありますし、将来ともさらによくしていかなければならない山なんです。したがって、林野庁が本気になつて、私はその一端を指摘したに過ぎませんけれども、ひとつ木曾谷を調査をする。長官みずから行つてみたらどうですか。なるほど林野庁にも計画課があり局にも計画課がありまして調査はしておりますけれども、方針は立つておりますけれども、それでは不十分なんです。林野

庁みずからがやっぱり調査をしていく、そのような前向きな姿勢は、気持ちにはありませんか。

○政府委員(藍原義邦君) 私も木曾におりましたので木曾のことはある程度は知つておるつもりでおりますけれども、たゞいま先生いろいろ御指摘になりました。私も、それなりに営林署を通じてあるいは担当区を通じて調査いたしておりますが、これから国有林が前向きに改善合理化を進めなければいけないという重大な時期に立つておりますので、私も十分その辺は営林局と連絡をとりながら、木曾のみならず全国の山がよくなるような方向を考えながら対応していきたいというふうに考えておりますし、したがって、必要なときには必要な場所に行きまして十分われわれも現地を認識をし、そしてまた必要な業務計画、これは十分われわれも把握しながら、地方におきましてそれぞれ対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 国有林が荒れている、あるいは手入

れがおくれている、そんなことばかり指摘されるのじゃなくて、たとえば木曾へ行つて見て下さい、りっぱな国有林がありますと、私たちは苦勞してこういう山をつくっておりますと、皆さんが胸を張ってできるようなひとつ山にしてみたいと思ふんですね。そのためには、私が言ったように、全国そういうふうな気持ちでやるけれども、特定の山についてはやっぱり林野庁自体がひとつ方針を立ててみる、現地をもう一回調査をしてみる、そして将来の山づくりをしていくんだと、そのことができないかということですね。もう一回、どうですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先生の御趣旨はわれわれも十分わかりますし、そういうことも考えてみたいと思つておりますが、御存じのように、担当区があり営林署があり営林局があるわけでございますから、まず第一義的にはその辺を活用いたしまして、十分先生方の御指摘のございましたようなことを含めましていろいろな検討を進め、さらに必要な場合には林野庁も赴きまして、十分その辺は検討し対応してまいりたいというふうに思つております。

○村沢牧君 次の問題に移りますが、林業労働者の関係であります。林業の就業労働者は約二十二万人、そのうち国有林労働者が六万七千人だといふふうに言われておられるわけですが、国有林が全森林面積の三分の一を占めておりますように、林業労働者も三分の一くらいおられるわけなんです。私は、この林業労働者を見るまでもなく、あるいは統計を見るまでもなく、林業労働者の数が減少していく、あるいは伸びない、そのことも問題でありますけれども、質の低下が大変問題だといふふうに思ふんです。私の言うこの質の低下というものは、つまり林業労働者がだんだん高齢化してきていくことです。白書にありますように、四十歳以上の者が七三%にも達しているという現状ですね。これからの林業生産にとって、この林業労働者の状態は最大の課題であるといふふうに思ふんです。

山に働く人たちは大変重労働でありますし、したがってその労働条件も都市勤労者並みの労働条件が保障される、そのぐらいでなければ後継者はふえてこないんです。だけれども、ことしの農業白書を見ると、最近青年が農村にＵターンをする現象が見えてきています。そのことは農業、林業を見直した結果であるというようにことを言つておられますけれども、それじゃＵターンした青年が、若者が一体林業にどれだけ定着するのか、林業労働者がどれだけふえているんですか。そのことを思えば、この林業労働者対策というのは、先ほど申しましたように、国有林に、山に手を入れること等も含めて林野庁も真剣になつて考えなければいけないし、そしてまたこういう状態でありまして、まして山に働く人たちの減らすなんということはとうてい私には考えられないというように思いますが、その辺は林野庁長官どうですか。

○政府委員(藍原義邦君) 林業全般の労働力が非常に最近では全体としては横ばい傾向ではございましてけれども、先生御指摘になりましたように、高齢化現象であるということとは私も十分認識いたしております。これらの対策を今後十分進めなければいけないというふうに思つております。したがって、それに関連いたしまして民有林関係の施策はそれなりに対応いたしておりますが、国有林につきましても、非常に高齢者が多いわけでございます。したがって、今後やはり若者の優秀な労働力というものの確保の必要性もございまして。そういう面から、先般労働組合と話し合いをいたしまして、高齢者の退職促進という意味もあつて退職勧奨制度というものをつくりまして、高齢になつた場合には後進に道を譲つていただくというような形を現場の作業員の方々にとつたわけでございます。

国有林の場合、私もまだいま改善合理化を進めるに当たつて人員の問題等々いろいろ検討はいたしておりますが、やはりむだなものについてはわれわれとしてもできるだけ今後削減していきたい、しかし、必要なものについては十分その

辺は対応していきたいという姿勢を考えております。当然労働問題につきましてもこのような姿勢で対応してまいりたいというふうに思つております。

○村沢牧君 長官ですね、長官の方の人員対策としては高齢者はやめてもらふんだと、むだな者はやめてもらふんだという、そういうことに終始しているわけですが、それじゃ国有林に実際に働いて仕事をする人たちのふやしていくという気持ちはないんですか。やめさせていけばそれでいいんですか。むだな人間はやめさせていくと云うのが、一体むだなと言ふのはどがむだなんですか。

○政府委員(藍原義邦君) 私のいまむだと申し上げたのが適当な言葉でないかもしれませんが、これは訂正いたしますが、高齢者の方々にできるだけ御勇退願つて、若年労働力で内容の向上された労働力を今後とも確保していきたいというふうに考えております。国有林の問題につきましては、御説明いたしましたとおり、今後この当分の間伐採量がやはり縮減傾向にあるという状況でございます。したがって、必要な労働力はわれわれも確保しなければいけないと思つておりますけれども、中心をなします伐採量が減るといふこと、そういう観点から労働力全体を見ました場合に、労働力をふやすという方向にはいまの時点ではないというふうにわれわれは判断いたしておりますので、そういう意味から、できるだけ質の向上ということを中心にいたしまして対応してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○村沢牧君 若い人たちに林業労働が敬遠されていふ一面といたしましては、職業病や労働災害が非常に多いといふことがあるんです。国有林には三千三百人余りの白ろう病認定患者が、あるいは認定に至らないまでも疑わしい症状を持つておつて非常に苦しんでおる人たちが多々わけなんです。これは国有林のみならず、民有林にとつても大きな問題であります。それから、林業の労働災害は毎年一千件以上も国有林によつて発生しておるんです。他の省庁には例を見られないんです。こういう白ろう病対策とか労働災害、特に白ろう病対策については今日まで強く要望されてきたところでありまして、なかなかいい治療方法が見つからない、あるいはまたうまく治療するところもない、こういう現状なんです。長官、いままでこういうことをやつてきましたというありふれた答弁じゃなくて、この白ろう病に苦しんでおる人、このことはその人たちの問題だけじゃなくて、林業経営にとつても大きな問題なんです。そういう立場に立つて将来この総合病院をつくるだとか、あるいは治療をどうしていくんだという前向きな答弁をしてください。

○政府委員(藍原義邦君) 振動障害の問題につきましては、私も本場に遺憾なことであるといふふうに考えております。国有林におきましても振動障害の罹病者が年々ふえておまして、非常に気にいたしておりましたが、私も、国有林の場合、林野庁といたしましては、できるだけまず予防対策というものを重点に考えましていろいろな予防対策をやつてまいつたわけでございまして、ちなみに申し上げますと、五十二年度で振動障害関係にかけた予算が五十六億、五十三年度の予定では、これは機械の取りかえが完了いたしましたので四十五億と減つておりますけれども、年々できるだけのことをいたしまして、振動障害ができるだけ早くなくなるように、そうしてまたかかった方につきましては、できるだけ早く治療をしていただいて回復するような努力をしておりますし、今後ともこの指導を続けてまいりたいというふうに思つております。

特に認定患者を見ますと、四十九年に七百八十七人といふことで多くなりましたが、その後五十年は四百八十八人、五十一年は二百一人、五十二年は百五十六人といふことで、一応漸減傾向にあるといふことは私も喜んでおりますけれども、さらにこれが本場に認定患者が出ないような形になるように、今後とも努力を続けていきたいという

ふうに考えておりますが、さしずめ機械の改良等、現在ではいわゆる遠隔操作のリモコンチューンソーというものも一応開発できまして、たゞいま組合との間で話し合いもついでこれを現地で使っていたかどうかということでは対応いたしております。そういうことになりましたれば手に振動も伝わらないわけでございますから、振動病にかかる心配もなくなるであろうというふうに考えております。

さらに、民間の問題につきましては、私どもやはり予防対策等につきましてはいろいろ十分対応いたしておりますが、治療その他につきましては、やはり厚生省なり労働省、これらの省庁の方にお願ひしなければいけませんので、先般三省によりましていろいろ協議をしていただき、その結果三省での連絡会議を持ちまして、各都道府県にブロックをつくって、そのブロック単位に関係者が寄り集まりまして対応していこうという姿勢を出して、それを都道府県に指示した段階でございます。そういう観点から、私も同有林、民有林を含めまして、この振動障害に關連する林業関係の労働者のこの病氣にかかった方は一日も早く治り、またこれからかからないような対応を今後とも十分続けてまいりたいというふうに思っております。

○村沢牧君 私は議事進行に協力いたしましてここで質問は終わりますけれども、最後に大臣に質問をして終わりたいというふうに思います。

この法律が通つたとすれば、改善計画の作成に取組むわけでありまして、そこで、この法律には改善計画を作成してそれを公表する、明らかにするとか、あるいはその改善計画に基づいて事業を実施していく実施計画について国会に報告するとか、そういうことが何にもないわけでありまして、これも、これはやっぱり大事なことでありますし、それからわれわれも重要な関心を持っておりますところでありまして、改善計画の公表なり実施状況の報告、このことがやっぱり国会の場であるいはしかるべきところにおいて明らかにしていかなければならないというふうに思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○國務大臣(中川一郎君) 改善計画につきましては、林政審議会の意見を聞くことになっております。また、白書を通じて国会にも報告いたしておりますが、できました時は何らかの機会を得まして国会にも十分出して皆さんの御批判もいただきたい、こう思っております。

○河田賢治君 私は、三十分の時間で、きわめて大まかな点だけを聞いてみたいと思つてます。まず最初に、この前、牛場・ストラウス会談で日米共同声明が出されました。ここには、やはり木材の輸入の拡大ということについて合意に達したというふうに言われておるわけですが、この点についてどのような共同声明に基づいて農林省はこの問題に対処されるのか。

それから第二は、御承知のとおり、近く東京ラウンドにおいて関税問題を中心に製材品などの輸入問題などについての協議が行われるわけですが、農林大臣も外務大臣に代行して盛んに外交交渉をやっておられるんだが、そういう意気込みで農林省としてはこの東京ラウンドに対してどのような方向で対処されるのか。私は、これは外交交渉というものは手のうちがありますから、相手に見せることはないとはいえませんが、しかし、どこに腹を据えてやるかということが大事だと思つておる。その点を聞きまして、この問題さらにお伺いしたいことがあるわけですが、一応それについて伺つておきます。

○國務大臣(中川一郎君) まず、春先の牛場・ストラウス会談における対米調整でございますが、その場合向こう側から言つてまいりましたのは、主に製材品輸入についても弾力的にやつてもらいたい、特に規格についての制限が厳しいというような話がありまして、その点については今後話し合つていこうと、わが国としても研究もしてみたい、また向こうの人もひとつ研究してもらいたい

ということとで規格の問題について話し合いをいたし、この問題はそういう方向で大体そう大きな開きがないものに解決し得るものと、こう見ております。

次に、東京ラウンドでございますが、これまで、アメリカのみならずそのほかニュージールランド、カナダ等からも、いま関税が一〇%かかっております松属の一部あるいは針葉樹の製材、ラワン製材等一〇%かかっておるものに対し、この関税を撤廃ないしは縮小して輸入ができるようにしてもらいたいという要望がございます。しかし、わが国といたしましては、今日の木材、森林の現状からいってそういうことの対応はできないというところで、この点については牛場さんにもよく理解してもらつて東京ラウンドに対処して乗り切りたい。先ほどの規格の問題等については、前向きで応じ得るものがあれば応じられますけれども、関税問題については非常に厳しい情勢にございますので、せつかくではございますが、こういう姿勢でいま東京ラウンドを乗り切りたいと、最善の努力をいたしておるところでございます。

○河田賢治君 いずれにしましても、今日外材が需給関係においては主要な位置を占めるに至つておるわけですが、今日、外材主導型の木材の需給関係がもう構造的に定着しつつあると。ですから、最近また、特に去年からことしにかけてドルはずっと安くなる、したがって、外材の価格は下がつて、また、国内ではいろいろな関係から木材その他の製品価格はむしろ上がつてくる。したがって、外材との競争関係においては非常に日本が不利になるわけですね。こういう点について、木材がいまやはり一定の関税をかけるにしまして、その関税をかけただけで、若干また下がるわけですからどうして守り切れるわけではないわけですね。こうなりますと、貿易自由化の中で外材の秩序ある輸入をするということは言われておりますけれども、しかし、御承知のとおり、もうパルプなんか、あるいはチップなんかも若干まだ比率は

小さいですけれども、しかし、外材がどんどん入れば、恐らく日本の製紙産業なんかもかなりそちらの方へ傾くであろうということも考えられるわけですね。

そうすると、今後、単に国有林だけでなく日本の民有林を含めた林業全般について、やはりこれから日本の貿易構造、木材における貿易構造というものがやはり非常に外材に優位を占めてくる。こういう中で日本の林業を守り、あるいはまた国有林もそういう中で経営しなくちゃならぬわけですね。ですから、この状況のもとで、恐らく外材が入ってくるのがさらに多くなるといふような予想を持って林業政策を立てられておるのかどうか、この辺を一応伺つておきたいと思つております。

○政府委員(藍原義邦君) 御指摘ありましたように、ただいま国内では需要に對しまして外材の供給は六五%でございます。先ほど来ございましたように、日本の森林がまだ若齢の森林が多いため、この当分の間、国民の需要を満たすための供給は、外材をある程度輸入いたしませんと国民の需要にこたえられない状況でございます。しかしながら、やはり外材がよけい入ることによりまして、林産業あるいは林業が圧迫をされるということであつては私も問題があるというふうに考えております。そのためにただいま私もいたしましては、この外材が安定的に、計画的に入つてくるような方途を考えなければいけないということと、従来からも需給計画というものををつくりまして公表し、一応それぞれの業界に御指示をして指導してまいりましたけれども、やはり木材につきましてはその需要をさらに的確に把握し、あるいは供給についても的確に把握し、そしてさらにそれを短期的な期間で把握して、よくそれをチェックしていくということ、これをまずやる必要があるであろうというふうに考えております。したがって、できるだけ短期間の需要と供給というものをつかみまして、これを中心にして行政指導を強めて、できるだけ安定した外材が入

り、そしてまた、国内の林業なり林産業が外材等のためにいろいろな圧迫を受けないような方途を今後見出すような努力を、今後とも続けてまいりたいというふうに考えております。

○河田賢治君 単に数量的に制限するというようなことは、恐らくできないでしょう。農産物はかなり輸入を禁じて、牛がどうかとか、あるいはオレンジがどうかとかいうことをいまやっていますよ。しかし、木材が自由貿易である限りは、単に日本の国内の需要をある程度満たすということができては価格が問題ですからね。向こうは価格を下ればどんどん入ってくるわけですよ。製紙業者なんかは山は持っているけれども、恐らくこれから外国の品が安ければこういう加工して生産するものもほとんど外国から入ってくる。これを抑えることはできぬでしょう。ですから、本当に日本の木材業者や、あるいは森林を守るという見地があるならば、自由貿易といつたって、御承知のとおり、その本尊のアメリカ自身が鉄鋼は幾らだとか、自動車は幾らだとか、テレビは幾らにしてくれといつて大体数量制限しているでしょう、本当の意味の自由貿易じゃないんですよ。だから、そういう点で、やはり日本の今日の木材産業や、あるいは国有林にしても、含めてこれを守つていかないとならぬわけですね。だから、その辺の腹があるのかどうかということを聞いておきたいわけです。ひとつ長官でなくて大臣頼みますわ。

○国務大臣(中川一郎君) 自由貿易は、世界的な約束事であり努力目標でございます。したがって、自由化されました木材につきましてはこれを輸入制限することはできない。そこで、価格の面で国内の木材が非常に苦しい状況にあるということでございます。

そこで、輸入制限はできませんけれども、先ほど長官が答弁いたしましたように、秩序ある輸入というところでやってみようと思つて、これまた消費者、特に一般の皆様方が住宅を建てる、こういう場合に余り厳しいことをいたしますとこれまた

消費者の反発も受けますので、輸入については制限はできませんけれども、需給の見通しを立てて秩序ある輸入ということについて林野庁も積極的な指導を業界に徹底いたしまして、何とかそういうことについて非常な努力をこれ以上起こさないという、こういう姿勢でやっておるところでございます。御指摘のように、外材による国内の木材業界あるいは森林生産業者が非常に不安、混乱の現状にあるということも踏まえまして、血のにじむような努力をいまやりつつあると、こういうことでございます。どうかこの上ともしつかりがなければ幸いと存じます。

○河田賢治君 そういうふうにして外材をできるだけ防いでいくという態度が必要だと思つて、次に国有林野の問題について、林政審議会の答申によれば、治山、森林保全管理等の公益的な機能を直接発揮する部門については企業経営の種外とし、原則として一般財源に依存するにとともに、経理上も勘定区分の設定等によって企業経営の分野から分離すべしという答申が出されておるわけですが、これらの事業はどの程度の事業規模になつてゐるのか、また、その国有林野事業の全体の予算に占めるウェイトというものはどの程度か、ごく簡単にちよつと数字を挙げていただきたいと思ふんです。大まかで結構です。

○政府委員(石川弘君) 林政審議会が答申いたしました段階で、実は治山事業が非常に公益的機能としてははつきりいたしているわけでございますが、そのほか森林の保全管理といったものもそういうものに当たるのではないかという御指摘であつたわけでございます。ただ、この森林保全管理につきましても、御承知のように、森林がよい状態に保たれるように管理をするということでございます。その費用の大半の部分が実は人件費という形になるかと思つて、この人件費をいわゆる木材を生産するための管理運営のための人件費と、保全をいたしますための人件費とに分

離いたしますことは非常に困難でございます。したがつて、その人件費部分を除いてみますと、実は保全管理、たとえば火災防止とかいろいろな形に使います費用というのは余り大きな比重には出てまいりません。いまの事業勘定で申しますと、パーセントにも出てこないような実は低い数字になるわけでございます。

ただ、治山につきましても、御承知のように治山勘定ですでに六三・三〇のものをご一般会計で盛っておりますけれども、五十三年度予算におきましてもさらにこの比重を上げて六八・六〇まで一般会計の負担を上げております。その他の事業勘定で盛っておりますので、この事業勘定で盛っております比重を申し上げますと、事業勘定全体には約五〇程度の比重になるかと思つて、いすれにいたしましても、当時林政審答申でこういうものを分離してどうお考えありましたのは、非常にはつきりした公益的機能のものを分離をし、どちらかといいますと、企業と公益が混在いたしますようなものについては分離までいっていただけたのではなからうかと思つております。

○河田賢治君 次に、さつき申しましたように、林政審議会の答申に言うところの公益的機能を直接発揮する分野への一般会計の導入ということと区分経理の措置を講ずるということになつておりますが、これは余りいままなされてないわけですが、この法案において、事業、施設費について改善期間に限り一般会計から繰り入れるということにしたのはどういふわけか。また、十年間という期限が切れたのは、それで達成できるとかいふような事情がありますね、そういう見通しがあつてこういうことになつてゐるのか、ひとつ聞かしてもらいたい。

○政府委員(石川弘君) まず、公益的機能の部分に対する経理区分という形にいたしました。これは、御承知のように、今回入れます金が単に公益的機能のことだけではなくて、国有林の生産基盤整備のための造林、林道等、いわゆる事業費に

直接かわりがありますものを入れることにしたからでございます。

次に、十年に限りということでございますが、国有林の経営につきましては、約二十年後に現在生育途上の人工林が相当の時期に入ってくる。したがつて、収入としての上昇を期待できる時期に来るわけでございますが、その間にわれわれにいたしましては、十年間を限ります。こういう生産基盤整備のためのいろいろな投入をいたしまして、それがその後の十年間に効果あらわれてまいりまして、二十年後に収支均衡が達成できるようにして、二十年間を限つておりました。これはわれわれにいたしましてその期間におけるいわゆる経営の改善のための努力が果たりますれば、先ほど申しました二十年後の人工林の育成ということと期間をあわせまして、効果が発揮できるという考えでこの期間を設けているわけでございます。

○河田賢治君 奥地なんかほとんど林道をつつておきまさんと、自然林なんかを伐採する、間伐でもするとかという場合になかなかすぐ役立たぬでしょう。また、奥地への林道というものは効率的にも林野事業としても悪いわけですね。けれども、しかし、そういうものを早くつくつてやりまさんと、急にあんなものが一年、二年でできるわけじゃないですね。だから、もつと基本的に奥地の方を開発して、将来何年か、三年なり五年なり先に開発できる準備だけはしておく。そうすれば、林道をつくるとか、このためには私たちが今日の林野事業の特別会計というものをもつと一一般会計から入れて、そしてそういう林道は日本の経済にも大きな利益を与えることなんだし、また国有林野の当局としても、いつでも若干の需給関係を調節するのでもそういうものがあつた方が便利なわけですね。だからもうちよつと、十年計画でどこまでおやりになるかわからぬけれども、われわれはそういう点をもつと強く主張しておきたいと思ふわけです。

次に四番目ですが、時間の関係でごく簡単にお願いします。森林レクリエーション事業につい

て、国民の期待がだんだん今日では強くなつております。国有林野事業の財政的逼迫を理由に、かなり消極的な姿勢に変わつてゐる様に言われてゐる。第一、観光政策審議会ですか、あそこも指摘してゐるわけですね。ですから、また御承知のとおり、昨年の何月でしたか、五十二年の八月林野庁が出された「国有林野事業の特別整備について」という案の中に、このレクリエーション部分のところはかなり事業を廃止するとかいうようなことも書かれてゐる。一方、またここの林業施策ですか、これを見ますと、たくさん少年、青年のレクリエーションの場をつくるとか、森林の家をつくるとか、あるいは緑化センターを充実するとかいうことを言つて、かなりこつちが積極的に出てゐるわけですね。この辺はどういうふうになるんですか、ごく簡単に回答を願ひたい。

○政府委員(石川弘君) 国有林の使命の一つでございます。そういう国民に対する保健休養の場の提供ということをお願いしてはございせん。国有林がそういう場所を提供いたします場合にいろいろな形がございまして、国有林がそういう施設をみずからがつくりましてみずから管理する姿とか、あるいは地方公共団体等と協力をいたしました。国有林が場所を提供し地方公共団体等がこれを利用する形、いろいろなものがございまして。私どもとしては、その地域地域の事情、あるいは関係いたします地方公共団体その他の方々と御相談いたしまして、その地域に最も適合する姿でこういうレクリエーションのための施設をやつていきたいと考えております。

○河田賢治君 私、こういうレクリエーション施設を都道府県もやる、あるいは文部省も青少年の家をつくらして各地でやつておりますし、厚生省も国民宿舎とかいろいろな形で各省やつてゐるわけですね。農林省もそういうことをおやりになるかもしねけれども、農林省の方々は客商売なんかへただと思ふんですね、いわゆる昔で言う侍商売で。しかし、それも国民がどんどん行くところならいいですけども、これから週休二日制

だと労働時間の短縮とか、それからまた、なかなか一般の労働者、勤労者の収入が思ひくい、近いところで済まそうということ、山林なんかに対するそういう休養を求めるものは大きくなると思ふんですね。

これなんかは、よほど合理的に配置なんかもある、それからまた、そういう宿舎なんかの設備、あるいはそれをだれがやるかということもよほど総合的に考えまないと、皆各省が自分たちの古い役人をそういうところへはめ込んで、そして隠居仕事にやつてくれという調子で客商売をやられたんじや、これはだめだと思ふんですね。こういう点は、これは各省にまたがる問題ですけれども、この辺はやはりよほどこれも林野庁あるいは農林省も注意してもらいたいと思ふんですよ。このことだけを申しておきます。

さらに、国有林の管理運営について、私は一度もまだそういうところを回つておりません。京都の嵐山あたりはこれはしつちゅう見えておりますから問題ありませんが、しかし、他の委員諸君が言われたように、いろいろ運営問題であるんですね。私は外へ行かないけれども、新聞なんかよく読んでおるわけですね。四月の二十一日に朝日新聞が社説で、神奈川県第一国有林世附というのです、山北町にあるそこへ本人が行つてみたというのですね。そして、東京から三、四時間あれば現場に行くと。国有林の至るところでこうした荒れ果てた、たとえば九年前に杉、ヒノキを植えたというのだが、とどころに育ちの悪い幼木が残つてゐるだけで、山を一面に覆つてゐるのは枯れ草である、こういうことを言われておるんですね。九年後ですよ。この山に入るのは、林道は本州製紙の社有林を通り抜けるが、この社有林は杉、ヒノキがみごとに育つてゐる。余りにも対照的である。枝打ち、それから間伐など管理も行き届いておる。

まあ、営利会社ですから、管理が悪かつたらその場長とかなんとかどんどん首にするでしょう。官庁はそうしませんからね。お役人仕事と世

間から言われるような、至極のんびりした管理があるわけですね。これは十年前のことが言われてゐるんです。こういうふうには国有林の全面皆伐が始まつたのが三十五、六年からだ。そしてこもやられてゐる。そして、このように山がすっかりもう荒れてゐるというんですね。この新聞をざらになつて、農林省では国有林関係の方はだれかを派遣したとか、これまでにそういう報告を受けてゐるかどうか、そのことをひとつまず第一に聞いておきたい。

○説明員(秋山智英君) 早速、技術調査官を現地へ派遣いたしました。その対策を練つておるところであります。

○河田賢治君 派遣しまして、その結果どういふふうになつたんですか。そのところをちよつと聞きたいんです。

○説明員(秋山智英君) この世附国有林は、昔地震が起きたところでありまして、地盤が非常に悪い関係もございまして、人工林で育てていくところと、それから広葉樹林を導入して混交していく方がよろしいところとございまして、その辺を比較検討しながら今後天然林の一部導入も考えております。

○河田賢治君 すぐそばに、本州製紙ですが、その会社の土地を通つていくんですが、そこはみごとくに育つてゐるんですよ。同じやっぱり地盤があつたとかいろいろな地帯で、そう土地の条件といたうのは変わらぬと思ふんです。ところが、国有林の方はこういうふうな枯れ草がばあつと生えて、たまに立ち木があると思へば、これに付るが巻いてぐにやぐにやしてゐる、こういうんでしょ。これでは、先ほど社会党やその他公明党の諸君が管理についてはいふ言われました、事細かく。私は行つてないからこれを信用するしかないのですけれども、こういうところがあるというところが私は問題だと思ふ。新聞を見て飛んでいかなければならぬという問題なんです。五年計画がどうなつてゐるかということを調べてい

ければならぬ。それで労働者が働かぬとかんとか言つてゐる。

それで、この社説には役人のことを言つてゐるんですよ。官吏というのは大体二、三年でかわつてしまふ、上の方は。それで机の仕事をしておるので、現場のところを余り見もしない。現場の人が、これは間伐せんらぬとか、あるいは草刈りもせんらぬとか、下刈りせんらぬとか言うことがあつても、余り取り上げない。計画だけ立てて、たつたつと変わつて歩いて上へ上るわけですよ。天非へ行つてしまふわけですね。ですから、そういうふうな非常に痛切にこの社説は言つてゐるわけなんです。この点はやはり現場の人を減らすとかんとかいう問題をいまあなた方は抱えてゐるけれども、それよりも——それからまた、この林業施策には民有林やあるいは森林組合、こういう団体の林業政策に対して指導せんらぬと言われているんです。かなり大きいばつた態度で書かれてゐるんですよ。ところが足元の、あるいは自分自身のところはちつとも見ていないんですよ。反省が一つもないんですよ。よそを指導するどころか、自分のところがどこから指導されなければならぬような状態なんですね。

これは全部だとは言いませんよ。そういう状態であるから、もつと謙虚にやはり国有林の管理運営については私はやつてもらわなきゃならぬ。それで、そういうことがちつともこの毎年出される報告書に出ていないんですよ。自分たちがどこに欠陥があつたとか、それは出していいんだから。そういう教訓を踏まえて新しい、従業員が全体となつて国有林を守つていく、日本の山林の指導的な模範的な林業をつくらしていく、こういう態度でなくちゃならぬと思ふんですよ。それがいいんだから、私は困るんですよ。

私、時間が来ましたからこれで大体終わりますけれども、とにかく国有林というものが民有林以上に上りつぱに林業を運営する、また木を育てていく。そして他の、今日小さな土地を持つてゐる、

山を持つてゐる人は、なかなか資本がなくて改植
なんかしませんよ。だから、いまはほとんど使わ
ぬような雑木でいふん覆われたところがたくさ
んあります。ちっとも経済的な効果もないわけ
で、こういうものは。だから、もつと農林省は全
体として、民有林なんかも山を持つてゐるからと
いつて全部が絶対に手入れさせぬというわけに
ないんですよ。所有をそのままにして、山林につ
いては管理運営をもつと積極的に政府なり公共団
体、これらが一緒になつて、詰まらぬ木は刈つて
そして有効な木を植えていく、こういう行政をや
はり私は大胆にやるべきだと思ふ。そうしな
きや、とてもその山というものは本当の植林
はできないですな。この辺は私は国有林自身とし
てかきと反省するとともに、民有林に対してもし
れをできるような立場に立つて、そしてそういう
指導を私にしてみたら、日本の林業を守る必要が
ある、こういうふうに考えますから、これをひと
つ大臣にお答え願つて、私の質問を終わります。

○国務大臣(中川一郎君) 国有林の経営について
いろいろ御批判のあることは事実でございます。
それにはいろんな、親方日の丸的なやり方等々、
あるいは労使関係の対立があり過ぎて団体交渉ば
かりしてゐるのじゃないかという御批判も
あります。いづれにいたしましても、御批判は御
批判として率直にこれを受けとめて、今後やるべ
き仕事はきちつとやつて、民有林の模範になるよ
うな国有林のあり方ということ念頭に置きまし
て、今回それぞれの改正をお願いいたしました。
率直にひとつ反省をしながら、しっかりとがんば
ていきたいと思ひます。

○河田賢治君 終わります。
○委員長(鈴木重吉君) 本案に対する午前の質疑
はこの程度にとどめ、午後零時四十分再開するこ
ととし、休憩いたします。
午後零時九分休憩

午後零時四十分開会

○委員長(鈴木重吉君) ただいまから農林水産委
員会を開いたします。

休憩前に引き続き、国有林野事業改善特別措置
法案を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○原田立君 この法案は「国有林野事業の現状並
びに国民経済及び国民生活におけるその使命の重
要性にかんがみ、改善を図ることを目的に特別措
置を定めた」とされております。そのために、七十
二年度までに収支の均衡を回復する等必要な基本
条件の整備を六十二年度までに完了することを旨
として改善計画を定め、運営するとされておしま
すが、確かに現状の国有林野事業はこのまま放置
しておくことはできないし、何らかの改善対策は
必要であると思ふのであります。そういう意味
で、若干質問したいと思ひます。

まず第一に、最も基本となる問題として国有林
野のあり方について伺ひたいと思ひます。

一般的に国有林は、自然環境保全あるいは自然
保護に徹する経営をすべきであり、木材の生産は
いわば従属的に考えるべきであるという、という
意見があります。もう一方では、可能な限り國
内の木材資源を充実し木材生産の増大を図るべき
である、こういう二つの考え方があつてありま
すが、政府の立場はどちらの考え方を基本とし
ておられますか。

○政府委員(藍原義邦君) 先生御指摘になりまし
たように、いま国有林といふものはそれぞれなり
の使命を持つております。国有林の使命を考えま
すと、やはり木材その他の林産物の計画的、持続
的な供給という大きな使命が一つございます。そ
れから、いまも御指摘になりました国土の保全、
水資源の涵養あるいは自然環境の保全形成等の森
林の公益的機能の発揮という使命がございませ
う。さらに一つ、国有林の場合には国有林の活用
あるいは地域産業活動の助長、こういうものを通
じまして地域振興への寄与という、私ども大体こ
の大きな三つが国有林の使命ではなからうかとい
ふふうに考えております。

したがいまして、いま先生が御指摘になりまし
たように、どちらが重点かということではござい
ませんで、この辺を十分調和を合わせながら対応
していくことが国有林の使命であらうというふう
に考えております。

○原田立君 この法案の「趣旨」では、「この法律
は、国有林野事業の現状並びに国民経済及び国民
生活におけるその使命の重要性にかんがみ、云々
と、こう説明されてゐるわけでありますが、この
「国民経済及び国民生活におけるその使命の重要
性」とは一体何を意味し、基本的目的との関係と
どういうふうにつながつてくるのか、その点はいか
がですか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいまも申し上げま
したように、国有林の使命は大きく分けましてい
ま申し上げましたように三つにならうと思ひま
す。木材資源と申しますのは、やはり国民の生活
になくてはならない住宅建築資材あるいは紙資
源、こういう問題でございます。したがいまし
て、国有林といふにしても、この木材資源とい
ふものをやはり安定的、計画的に供給できる体制
を、七百五十万ヘクタールの国有林を持つてお
るわけでございますから、そういう中で十分対応し
なければいけないというふうに考えております
し、また一方、公益的機能の発揮、これもまた水
資源の問題あるいは環境保全の問題さらには国土
保全の問題、こういう問題をあわせまして国民の
生活に大きく寄与してゐるものでございます。し
たがいまして、この二つ、そしてまた、それぞれ
の地域地域の振興、こういうものに木材資源とし
て、あるいは生活環境として、さらには労働の一
市場として国有林がそれぞれ寄与しておるわけ
でございます。そういう観点から国民生活あるいは
国民経済に大きな関連を持つておりますので、
こういう使命を十分果たすような形で国有林の改
善の目的を達成しなければいけないということ
でございます。

○原田立君 表面的にとらえたと、「国民経済及び
国民生活におけるその使命の重要性」という言葉

から判断して、国有林は自然環境の保全、自然保
護を最重点に考え国民生活を守るといふ判断にな
ると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(藍原義邦君) いまおっしゃいました
ように、「国民生活」といふ言葉も入つております
けれども、その上に「国民経済」ということも入
つております。したがいまして、私が先ほど御説
明申し上げましたように、経済の面ということに
なりますれば、当然木材としての利用あるいは国
有林におきまして労働市場の問題等々ございませ
う。そういうことで、国民経済につきましてもその使
命がございまして、この辺は十分調和を合わせ
ながら対応していくことが、国有林の必要な対応
であらうというふうに考えております。

○原田立君 そうすると、経済というのがあるか
らいま私が指摘した自然環境の保全、自然保護を
最重点に考える点は多少軽いという、そういう意
味ですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほども申し上げまし
たように、どちらが軽い、重いということではな
くて、この辺は十分調和をとりながら国有林の管
理経営をしていくことが、私どもの国有林管理経
営をする人間の使命であらうというふうに考えて
おる次第でございます。

○原田立君 国有林野の中で、保安林の占める割
合は非常に大きいものでありますが、政府提出の
資料の中で昭和二十八年度国有林が八十八万六千
ヘクタール、民有林が百六十三万二千ヘクタ
ール、五十一年度に至つては国有林が三百六十一
万九千ヘクタール、民有林が三百四十六万二千ヘ
クタールと、民有林の全面積の二〇%に対して国有
林の場合が約四五・六%が保安林となつてゐるわ
けであります。このように水源涵養、土砂流出
防備などの自然環境保全、あるいは自然保護に寄
与する面がますます高まつてゐることも事実だろ
うと思ふのであります。国有林の場合、特に自然
環境保全や自然保護に最大の努力を払ふべきこと
が基本的目的でなければならぬと思ふが、いか

○政府委員(藍原義邦君) ただいま先生から保安林の配置状況、国有林、民有林についてお話があったわけですが、そのとおり、確かに国有林には保安林が多うございます。と申しますのは、国有林の場合、やはり日本の脊梁山系を中心にして分布いたしております。脊梁山系ということになりますと、やはり山も急峻でございますし、また、水資源の面からも重要な地域でございます。

したがって、国有林の中にどうしても保安林の面積が多くなるといふ実態でございます。約三百六十万ヘクタール保安林があるわけでございます。そういう意味から、国有林は当然保安林としての管理経営をしなければいけませんし、あわせて、先ほど申し上げましたような使命をこの保安林を持ちながら遂行していかなければいけないというふうに考えておりますが、したがって、当然公益的機能の発揮という問題についてはそれなりの対応をいたします。また、経済林としての森林につきましても、木材生産ということを中心とし、なおかつ森林、林業と申しますのは一つの機能だけを持つておるわけではございませんで、木材生産としての機能が森林におきましても当然やはり公益的機能は持つておりまして、その使命も果たさなければいけないということでございます。そういう意味から先ほど来申し上げておりますとおり、調和のとれた中で公益的機能の発揮と木材生産の計画的遂行ということをやつていかなければいけないというふうに考えております。

○原田立君 いまも申し上げたように、保安林が国有林の場合には四五・六％という非常に高い数値を示しております。すなわち、全面積七百九十三万ヘクタールに対して、国有林の場合が三百六十一万九千ヘクタールと、保安林の率が非常に高いわけですが、だから、確かに長官言われるように、経済的な面というものもあるかもしれないけれども、やはり自然保護、自然環境保全というものにもっとよりウェイトを置くべきじゃないでしょうか。

か。いまの長官の発言を聞いてみると、それも大切でしょうけれども経済の方も云々と、こういうふうな言い方をして、自然環境保全あるいは自然保護というものをちょっと軽く見ているような感じがするんですけれども、どうですか。

○政府委員(藍原義邦君) 私の説明が十分でなかったのかもしれませんが、私も決して軽く見ているわけではございませんで、その両者を十分調和をとりながら対応しなければいけないというふうに考えております。したがって、伐採につきましても、最近では伐採箇所を分散させてやるとか、あるいは面積を小さくしてやるとか、こういうものはやはりいま先生がおっしゃいましたような自然環境保全というものを十分配慮しての対応でございますし、また、林道沿い等々につきましてはできるだけ伐採をしないで残すとか、いろいろな対応をいたしております。そういう配慮も自然環境保全という意味からの配慮でございますし、また、公益的機能の中には治山事業もございます。そういうものにつきましても、一般会計からの負担をいたして、五十三年度は特に六八％の助成で治山事業を遂行するという形をとつておるわけでございます。私もその辺自然環境保全ということについては、今後とも十分配慮してまいりたいと思っております。

○原田立君 そういう意味で実は大臣にお聞きするわけですが、本年の二月号の中央公論に「日本から森がなくなる日」と題した佐藤朝泰さんという人の論文が発表されているわけでありまして、これに屋久杉のことが取り上げられているんです。まあお読みになっていただければしょうが、ありませんけれども、この論文に対する率直な御意見を、おわかりでしたらお聞きしたい。

○政府委員(藍原義邦君) 私からかわりまして御説明申し上げたいと思います。ただいま御指摘になりました「日本から森がなくなる日」、これは本年の二月号の中央公論に掲載された佐藤朝泰さんですか、この方がお書きに

なつた論文でございます。これはわが国の林政、それから国有林事業のケーススタディーとして、鹿児島県の屋久島におきまして国有林事業をとらえられて、この国有林事業が乱伐である、あるいは自然破壊または木材の不正販売、こういう問題を抱えておるということで、それを基盤にいたされまして国有林事業全体の赤字経営の主因というふうになつておられます。また、それをさらに援引されまして、国内林業全体が森林資源の枯渇、あるいは木材供給力の低下だと、そうして森林、林業が危機だということと結んでおられるわけでございます。この論文の基礎になつておりますものは、屋久島の国有林の認識を初めといたしまして、ある意味で非常に事実の誤認がございました。

そこで、私もいたしまして、全国的な林政や、あるいは国有林事業の評価という面から、必ずしも適切ではないのでなからうかということとわれわれも感ぜたいとして、これにつきましては中央公論の方にも一部を申し入れはしたわけでございますけれども、特にその中で一、二例を申し上げますと、屋久杉の方は名ばかりで貴重な屋久杉が枯渇するのではない、こういう主張をしておられます。国有林におきましては、御存じかと思ひますけれども、屋久杉が世界的にも貴重な存在であるということから十分その認識はいたしております。その保存ということを中心にして、保護に十分配慮しておるわけでございます。また、屋久杉を中心として乱伐が行われるというふうなことを言っておられますけれども、林地の保全なり屋久杉の保護育成なり風致の維持あるいは水資源の確保、こういう問題につきましても十分配慮して、また将来にわたります伐採量の保証ということも考えながら、計画的かつ適正にこれを実行するように現在努めておる次第でございます。

また、高価な屋久杉を特定業者に安売をしていふというふうにも述べておられます。これにつきましても、屋久杉の販売に当たりましては、その特

性に即応いたしました販売方法を採用してございまして、特に特定業者へ安売しているというふうには私も考えておりません。こういうことで修正を申し入れましたところ、その一部について次の機会に修正が載つた分もございすけれども、十分に私の申し入れを聞いていただけない面もございましたけれども、いま申し上げましたような形で、私もいたしましてはそれぞ屋久島ばかりでなく、全国的に自然環境の保全、こういうものにも十分配慮しながら、そうして木材の持続的供給が図られるように対応しておるわけでございます。今後ともこういう誤解が起きないような努力等も十分してまいりたいというふうに思っております。

○原田立君 この論文は、林野庁から見ればいろいろ言いたいところもあるだろうと思ひますが、問題提起という面では、大きい評価をなされてしかるべきだと思ひつております。

林野庁は、屋久島原生林の保存地区として国立公園特別保護地区、各種の学術参考林、自然休養林、施業見合わせ地区等の指定を行い、その面積もわずかながら年々ふえていふようでございますが、これら保存地区面積は屋久島原生林全体の何％に当たるんですか。

○説明員(須藤徹男君) ただいまお話のございました屋久杉の保存地区でございますが、まず大正十年学術参考保護林といたしまして、約四千三百ヘクタールを設定いたしまして以来、各時代の要請もございまして特別天然記念物、国立公園特別保護地区、自然休養林、原生自然環境保全地域等の保護区域を漸次拡大してきておるところでございます。特に、昭和四十三年から四十四年にかけて、屋久島の自然保護をめぐりまして各層から陳情等が提出されたのでございまして、昭和四十五年屋久島国有林の自然保護に関する調査を行いました。その結果に基づいて学術参考保護林、展示林等の設置を行うとともに、伐採面積の縮小、保護樹帯の積極的な設置を行うこととしたのでございます。

さらに、昭和五十一年度には、屋久島国有林の経営について、森林の開発と保護の両面から総合的に解明するために、学識経験者により特定地域森林施策基本調査というものを実施いたしました。その提言に従いまして同年度樹立いたしました、現在実行中でございますが、第三次地域施設計画におきまして既設の保護区域の見直しを行ひまして、その結果、国立公園特別保護地区並びに学術参考保護林等の自然環境の保全対象区域は、屋久島国有林全面積の約二五％に当たる約九千六百ヘクタールになっております。

このうち約八千二百ヘクタールに屋久杉が分布しているのをごいまして、また、このほか、先ほど申し上げました保護樹帯及び險阻地等に分布する屋久杉約八千四百ヘクタールについても伐採をしないという方針でございます。以上の結果、屋久杉が生育分布する区域の約二万六千六百ヘクタールのうち約八一％に相当する一万六千六百ヘクタールについて、将来にわたって伐採しない考えでその保護の万全を期していきたい、このような方針を持つておるのでございます。

○原田立君 屋久杉は、樹齢数千年の生きた化石として人類の貴重な財産ともなっており、その保護が叫ばれているわけでありまして、今後、屋久杉の保護、保存のため、保存地区の拡大や保存方法等どのように考えられておりますか。

○説明員(須藤徹男君) ただいま申し上げましたように、国立公園特別保護地区とか、あるいは原生自然環境保全地域並びに学術参考保護林等の、屋久杉を中心とする自然環境の保全区域は九千六百ヘクタールでございますが、いまも申し上げましたように、屋久杉はこのうち八千二百ヘクタールを含めて約二万六千六百ヘクタールに生育分布しておりますけれども、屋久杉の島内経済に及ぼす影響等を考慮いたしまして、約一九％に当たります四千ヘクタールを今後おおよそ五十年間にわたりまして伐採するということにならしておるのでございます。したがって、今後漸減的に減らしていくということでございます。

○原田立君 いまも漸減的に伐採していくというふうなことでありますけれども、林野庁は、現在、保護地区に設定されている以外の屋久杉に対しては、いまのような姿勢で臨まれるのだからと思ふのであります。保護地区の設定を隠れみのに、保護地区以外はもう手当たり次第に乱伐する、こういうふうな感じを私は強く感ずるのであります。そういうようなばかまねはしないでほしい。時間がたてないですから、答えは簡単にしてください。

○説明員(須藤徹男君) ただいま先生がおっしゃいましたようなことは絶対にいたしません。

○原田立君 林野庁の発表によると、昭和四十七年現在の残存屋久杉の本数は一万一千六百本、うち伐採対象地分は四千二百本、材積量に換算して七万九千立方メートル、また四十七年から五十一年の五年間では四万一千五百五十六立方メートルが伐採されました。したがって、五十二年現在での屋久杉の伐採可能地区の材積量は三万七千四百四十四立方メートルであります。にもかかわらず、昭和五十二年からスタートした国有林の経営計画によると、五十二年から十年間に七万立方メートル、約四千本でありまして、これを伐採、さらに次の十年間で三万立方メートルと、いまも説明のあったように漸減的に伐採する、こういうこととようございまして、五十二年現在での伐採可能地区の材積量と、現行の施行計画に示された数字との間にはかなりのギャップがあるのであります。この点どのように説明なされますか。

○説明員(須藤徹男君) ただいま御指摘の、三万七千四百四十四立方メートルと、こういうふうになつておりますが、実はこの論文で御承知でもございまいしょうが、屋久島におきましては、樹齢千年未満のものは小杉と呼ばれておりまして、特に千年以上のものを屋久杉と言つて取り扱つておるのでございます。したがって、四十七年から五十二年まで屋久杉の伐採量四万一千五百五十六立方メートルのうち、約八四％はいわゆるいま申し上げました樹齢千年以下の小杉でございまして、

この期間のいわゆる屋久杉の伐採量は六千六百五十立方メートルでございまして、したがって、いまいわれる屋久杉の伐採対象地内の四十七年の現況七万九千立方メートルからいわれる屋久杉の小杉を含めた伐採量を差し引いたために、いま言われております三万七千四百四十四立方メートルという数字が出たというふうな計算されるわけでございます。四十七年の現況七万九千立方メートルに対応するいわゆる屋久杉の伐採量は、四十七年から五十二年までの間で六千六百五十立方メートルでございまして、五十二年度末のいわゆる屋久杉の現況は七万二千立方メートルというふうな推定されておるのでございます。

○原田立君 昭和四十九年の行管の監察によりまして、販売方式に關して、隨意契約による販売は、その販売予定価格に対する販売価格の開きが、一般競争入札に比べ全国平均で一〇％程度低くなつておることを指摘して、隨意契約の整理を勧告しておりますが、以後、入札方式等どのように改善されましたか。

○説明員(秋山智英君) お答えいたします。屋久杉、これは小杉も含めてでございますが、営林署の製品生産事業によりまして、丸太にして販売しておる量を五十二年度の量で申し上げますと、六千六百立方メートルでございまして、販売総額は九億六千万円となっております。販売方式別に申し上げますと、営林署の一般競争入札によつて販売したものが数量で一三％、金額で六％、それから市売り市場に出しまして競り売りをやつておる分がございまして、これは全体で三〇％、金額で六七％しております。それから、地元の製材工場に隨意契約で販売しておるものが数量で五七％、金額で二七％というふうになっております。特に屋久杉の中で市場性の高い銘木級のものでございまして、これは鹿児島県の銘木市場協同組合を中心としたしまして競り売りをやっております。これは、なかなか銘木になりますと規格基準では判断できない面がございまして、こういうやり方でおるわけでございます。

なお、地元の隨意契約の分でございますが、これは径級がどちらかと言いますと細いもの、それから根株とか林地に残つておる残材というふうなものを地元の製材工場に販売して、工芸品加工業の振興に寄与しているところでございまして。

○原田立君 屋久杉は、その材質等から非常に高価なものとなつており、一立方メートル平均単価の相場は百万円程度と言われておりますが、単純計算をしても、年平均七千立方メートルの伐採で七十億円の収入があることになりまして、実際はそういうふうになつておらない。五十年の場合で言いますと、伐採量六千二百二十五立方メートルに對し収入は九億五千七百円となつておりますが、以上からわかるように、實際の一立方メートル平均単価は約十五万円内外であり、この入札販売価格は実勢価格百万円―百五十万円から見ても相場の十分の一という超安値になつておるわけでありまして、この極端な値開きは何か原因であるのか、具体的にお伺いしたい。

○説明員(秋山智英君) 屋久杉、これは小杉も含めてでございますが、五十二年度の販売単価を立方メートル当たりで見ますと約十五万円でございます。しかし、これは銘木として売買されておるものと、それから比較的径級の小さい一般材とか根株の平均価格でございます。そこで、市場性の高い銘木級の屋久杉でございますが、これは先ほど御説明申し上げましたとおり、競り売りというふうな形で市売り市場で販売し、あるいは入札によつて競売をしておるわけでございますが、この方法によつて売られております平均の単価は、五十二年度におきまして三十三万円でございます。中には、百八十万円もするような銘木もございまして、それから、なお隨意契約によりまして販売をする場合におきまして、これは市売り市場の市況状況とかを十分踏まえまして、この市場価格を算定いたしまして販売をしておるところでございます。五十二年度におきましては平均が六万七千六百円でございます。

○原田立君 国有林の乱伐、過伐傾向が見られる

わけでありすが、林業政策の実態から、この屋久杉等の保存が将来とも維持されるかどうか危惧されるのが多くの識者の声であります。今後これら貴重な国有林の保護保存に對して、どのように取り組んでいくつもりであるのか、見解をお伺いしたい。

○政府委員(藍原義邦君) 屋久杉につきましては、いま先生からいろいろ御指摘になりましたが、私どもの方におきましても、指導部長なり業務部長が御説明申し上げましたように、それなりの対応をいたしまして慎重に対応をし、やはり貴重な屋久杉でございますからそれなりの国民の財産として今後も未来永劫に残るような対応をしながら、そしてなおかつまた利用できるところについては利用して対応してまいりたいというふうに考えておりますけれども、先ほど来申し上げましたように、八〇%近い地域については保存しているという考え方に立っておりまして、その辺につきましても十分配慮して今後とも作業をやつてまいりたいというふうに考えております。

○原田立君 大臣、いまの長官の説明があつたけれども、屋久杉の乱伐あるいはもう絶滅するんじゃないかというふうなことがしばしば指摘されているわけですが、いま長官の今後の決意を聞いたわけでありすが、再度大臣のお考えをお伺いしたい。

○國務大臣(中川一郎君) 屋久杉は歴史的なものであり、きわめて大事な資源でございますので、今後ともいま長官の答弁したような趣旨で慎重に大事に扱つていきたいと存じます。

○原田立君 それでは、別の問題にまた入るわけでありすが、農林大臣、この林政審議会の答申をどのように受けとめておられますか。

○國務大臣(中川一郎君) 当時の国有林の実態あるいは国有林等にも関連しまして、當時は当時として非常に適切なものであつたと。しかし、今日はまた状況が変わつておりますので、今回これをベースにして新しい時代に対応するもの考えた、こういうことでございます。

○原田立君 状況が変わつたというちよつと大臣のお話があつたけれども、状況が変わつたという一言が非常にまた重要な意味があるわけであります。昭和四十年の中央森林審議会の答申の中には、経営の組織形態についての指摘がありまして、独立の人格を持った公企業形態が妥当であると、こういうふうな指摘をしているわけでありすが、けれども、大臣、昭和四十年のこの指摘ですね、どうお受け取りですか。

○國務大臣(中川一郎君) 指摘はまさにそのとおりでございますが、今日もなおその指摘は誤つたものではないと、正しいものであると、こう判断をいたしております。

○原田立君 前と変わらないうことであるが、独立の人格を持った公企業形態が妥当である、つまり公社方式などの形態が望ましいという指摘であるわけでありすが、この指摘に基づいて具体的に検討されたと思いますが、どのような内容であつたのか発表されたい。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま御指摘になりました四十一年の中央森林審議会の答申と、それから四十七年の林政審議会の答申でございますけれども、四十一年の中央森林審議会の答申におきましては、国有林というものは能率的に運営しなければいけないということで、企業自主性を大幅に付与して責任体制を確立する必要があるという観点から、いま先生も御指摘になりましたけれども、独立の人格を持った公企業ということが妥当であるというふうに述べられておるわけでございます。これに對しまして四十七年の林政審議会の答申では、公益的機能の重視ということ、そういう意味での事業運営を志向する今後の国有林事業の経営組織といたしましては、やはり企業能率性の追求を徹底するための公社方式を採用することは適当でないということで、公益的機能を重視しながら能率的に事業を遂行し得るような新たな特別会計方式によることが適当であるという答申をいただいております。

この両者が変化してきたという経緯を見ます

と、これは一つにはやはりわが国の高度成長という経済の伸展の中で都市化が進みまして、先ほども申し上げましたけれども、国土の保全とか水源の涵養とかというような森林の持ちます公益的機能というものが、そういうものをより以上に發揮してほしいという国民の要請が非常に強くなつておりますし、それが特に四十年の後半から強くなつてきたということで、四十年代の初め、四十年代に中央森林審議会が答申をいたしたときの日本の状況と、それから四十七年に林政審議会の答申をいただいたときの日本の状況というものがやはり大きく変化してきた、そういう点、それから四十年の答申をいただきましたときには外材がそれほど入つておりませんでした。それで以降外材の輸入が非常に大きくなつてまいりました。国産材供給が一部停滞きみであるという状況も出ておりました。そういう両相相まわつた観点から、そういうことを背景にされてこの答申がなされたものというふうにわれわれは考えております。

と、これは一つにはやはりわが国の高度成長という経済の伸展の中で都市化が進みまして、先ほども申し上げましたけれども、国土の保全とか水源の涵養とかというような森林の持ちます公益的機能というものが、そういうものをより以上に發揮してほしいという国民の要請が非常に強くなつておりますし、それが特に四十年の後半から強くなつてきたということで、四十年代の初め、四十年代に中央森林審議会が答申をいたしたときの日本の状況と、それから四十七年に林政審議会の答申をいただいたときの日本の状況というものがやはり大きく変化してきた、そういう点、それから四十年の答申をいただきましたときには外材がそれほど入つておりませんでした。それで以降外材の輸入が非常に大きくなつてまいりました。国産材供給が一部停滞きみであるという状況も出ておりました。そういう両相相まわつた観点から、そういうことを背景にされてこの答申がなされたものというふうにわれわれは考えております。

○原田立君 四十年と四十七年の二回の答申の中身は大変百八十度に変つてゐることは、いまあなたが説明したとおり、私もそういうことはわかっているわけでありすが、私も、一体どうしてこんな百八十度も転換したのか。四十年のときには公企業体が妥当であると、こう言つたのが、四十七年のときにはそれが妥当でないと言つてゐる。まるっきり変わつたわけですね。一体どこにその原因があるんですか。

○政府委員(藍原義邦君) いまも申し上げましたように、四十年代ではやはりまだ日本が復興、そして高度成長の真つ盛りの時代でございました。したがひまして、木材の生産というものが非常に必要でございました。さらには外材がまだ余り輸入できる状況でもございました。それで、国民の木材需要に對します供給といたしまして、これについてはやはり国有林も相当対応しなければいけない、そういう考え方から、そのためにはやはり独立した人格を持った公社等々をやつた方がベタ

であるという判断があたりになつたと思ひます。

しかし、その後の大きな変化、これはいまの時点になりますと、四十年代はおかしな時代ではなかつたかという御批判になるのかもしれないが、やはり四十年代と四十七年を見ますと、環境保全、自然保護、いろいろな問題が出てまいりまして、やはり森林というものは単に木材を生産するということを中心ではなくて、それぞれの機能を十分に發揮しながら運営しなければいけない、そのためには独立した性格を持った公社という形で能率追求ということだけではなかなか問題がある、やはりいまのような両相相まわつた問題がある、国有林というものの経営しなければいけないということ、林政審議会の答申は、いま先生が御指摘になつたような形で答申がなされたというふうにわれわれは考えております。

○原田立君 そうすると、今日のように極度に悪化している経営状態になつても、その四十七年の考え方は変わらない、こういう理解でいいですか。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど大臣からお答えいただきましたように、私もこの四十七年の答申の精神を受け継いで今後ともやつてまいりたいというふうに考えております。

○原田立君 四十七年の審議会の答申では、情勢の著しい変化によつて公益的機能重視の国有林野事業は企業能率性の重視は好ましくないと、四十年の答申とは逆の立場を表明しているわけでありすが、確かに国有林野事業の経営収支は、四十四年までは黒字基調であつた。それが四十五年以降赤字基調に転じているわけでありすが、四十八年、四十九年の黒字は狂乱の大暴騰のためであり、例外的なもの、いかなる情勢の変化が生じた場合に方向の変更というのか、姿勢の変更は一体どういうふうにかえられるのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(石川弘君) 御承知のように、四十七年に林政審議会が答申を出しまして、その考え方に立ちま

して国有林の経営を改善、合理化すること
を始めようとしたわけですが、四十八年
の例の大暴騰というのがあります、御承知のよ
うに二カ年にわたって大きな赤字が出たわけでご
ざいます。しかしこれは、たまたまいま先生も御
指摘になりましたように、材価が異常に高騰した
中で出てまいりました収益でございまして、国有
林の体質自身としては、あの時点においてもやは
り改善すべきものは改善しなきゃいけない、要す
るに、基礎的な構造は変わってなかったわけでご
ざいます。

したがって、材師の暴騰が終わりますと直
ちに御指摘のような赤字の形になったわけでご
ざいます。私どもとすればやはり経営改善を継続
すると。さらに、あの状態から比べましても、材
価の将来性あるいは伐採量というようなものを将
来的に見ますと容易ならざる事態でございますの
で、今回、たゞいま御審議いただいております法
案の形で二十年先を目途にしました改善計画を立
てまして、所要の財政的な援助を受けながら改善
をしていきたいと考えているわけでございます。

○原田立君 地域的、部分的には国土保全など自
然環境保全、自然保護を最重点に考えなければな
らないところも多いであります。しかし、国有
林の中にも部分的には収益性も高く、民営にも適
する森林を抱える場所も当然含まれているわけで
あります。このような場合でも現行どおりの形
態で進むのかどうか、これが一点。

それから、国有林の中にも地域の配置によつて
は一部を切り離して別の経営形態を考えていくな
ど、新しい形態の運営も考えられるというような
意見もあるんですが、それらについてはいか
がですか。

○政府委員(藍原義邦君) 国有林は、北は北海道
から南は沖縄まで分布しておるわけでございまし
て、その分布の仕方、主として日本の脊梁山系
を中心にしてこれが分布されておるということご
ざいます。したがって、個所によりましては、いま
先生も御指摘になりましたような非常に

収益性の高い、比較的里に近い森林もございま
すが、まあ合わせましてやはり山岳地帯に近い森林
が多いわけでございます。したがって、私どもと
いたしましては、これらをすべて含めまして国有
林の使命を達成していかなければいけないという
観点に立つて経営しておるわけでございまして、
先生御指摘になりましたように、収支採算のいい
ところだけを取り出して、それはそれなりに独立
採算的なやり方でやるというような考え方はとる
べきではない。やはりこれらを一体にして、国
有林というものは管理経営すべきであるというふ
うに考えております。

○原田立君 木材輸入の実態について伺いた
します。
昭和三十年、四十年、そして一番新しい五十
一年における需要部門別の輸入割り当てを報告され
たい。また、昭和六十一年の見通しはどうでしょう
か。

○政府委員(藍原義邦君) いま数字を調べますの
で、ちょっとお待ちください。

○原田立君 それではまた調べてもらうとして、
政府提出の資料でも——あなたの方からもらった
資料の中に出てくるんです。木材輸入率は昭和
四十年で二八・六、四十五年で五五・五、五十
一年では六五・五と増加の一途をたどり、世界一の
木材輸入国になっておるのが現状であります。最
近、特に資源有限時代が強く叫ばれている中に
あって、現状の状態を続けていくのか、今後の見
通しを伺いたい。

○政府委員(藍原義邦君) 木材の輸入量が年々全
体の需要量に対してパーセントがふえてきた
ことは、先生の御指摘のとおりでございまして、
ここの二、三年大体六五・五前後で推移しておる
というのが実態でございまして。本来、木材と申し
ますのは、有る限りの資源では私どもはないとい
うふうに考えておりました。これはやはり再生産で
きる資源である、そういう意味ではほかの資源と
は違ふであろうというふうに考えております。そ
のためにも、日本の国土を林業その他の推進によ

りまして、いい造林地をつくり上げることが必要
であらうというふうに考えております。

そういう観点から、たゞいま造林事業を中心
にして林業の推進、国有林もそれなりの努力をし
ておるわけでございます。将来、たゞいま大体
二十年以下の森林が中心になっておりますけれど
も、何年かたちますとこれらが伐期に達するとい
う時代が参ります。そういう意味から、私どもも
将来に向かひましてはだんだん輸入をよけいしな
くても、日本の木材、国産の木材だけである程度
の需給が賄えるという方向がいずれは来るという
ふうに判断いたしておりますが、ここ当分の間
は、まだ相当量の木材に頼らなければ国民の需要
にこたえ得ないというふうに判断いたします。

○原田立君 年々需要が増加していくことは当然
考えられることでありますが、しかし、供給面でも
並行して対策を講ずる必要があると思うのであ
ります。国産材を見た場合、昭和四十年が約五千
万立方メートル、四十五年が約四千六百二十万立
方メートル、五十一年が三千五百七十六万立方メ
ートルと、国産材は年々低下しているのが実態で
あります。この実態についてどのようにお考えに
なっておりますか。

○政府委員(藍原義邦君) 国産材が、いま先生御
指摘のように、年々漸減しておるということは私
どもも認識いたしておりますが、これは先ほど申
し上げましたように、日本の国内の造林地と申し
ますのがほとんどは戦後造林された造林地でご
ざいます。したがって、戦後三、四十年しかた
つておりませんので、どうしても伐期に達した森
林が少くないということ、そういう面と、もう一面
は、ある意味で最近のように林業そのものが非常
に外材等に圧迫されますと、民間の方がなかなか
お切りにならないという問題も一部にはあるとい
うふうに考えておりますが、そういう面からも、
先ほど申し上げましたような造林地をできるだけ
今後積極的に手入れその他をいたしまして、いい
造林地ができれば、数年先にはやはり国産材
がいまとは逆になるような形で年々ふえ続けるだ

けの能力を持った日本の森林がで上がるという
ふうに考えております。

○原田立君 現行の経営実態から判断して、国
営の場合と民間経営の場合とは林業経営の採算は
どちらが高いと判断しておられますか。時代的経
過、国土保全などの公益的機能の確保等を考え合
わせれば、単純に比較できない点も考えられます
が、一般的に見てどうお感じですか。

○政府委員(藍原義邦君) たゞいま先生御指摘に
なりましたのは、直営事業とそれから請負とどち
らかということだと思ひます。これは簡単に私
どもなかなか比較できないというふうに考えてお
ります。たとえば直営生産のいいところといえ
ば、労務がやはり安定いたしておりますし、それ
からいわゆるいろいろな賃金の問題あるいは社会
保障の問題、そういう面ではやはりある意味では
民間の請負よりもすぐれている面がございます。

一方、民間の請負事業というものをみますと、こ
れについてはある意味で能率的な面もございま
すし、しかしながら、逆に社会保障的な問題にかん
がみましますと、その面ではやはりいろいろ問題もあ
るといふ点がございまして。そういう点で、一概に
は私どもはなかなか比較はできないというふうに
考えておる次第でございまして。

○原田立君 提出資料の八ページに、事業従事職
員の概要の中で、昭和五十一年度の場合、職員総
数六万八千九百九十三名に対して、定員内職員が三
万六千二百七十六名となつておるわけでありま
すが、この定員内職員は一般には事務を中心とし
てお仕事をなさつておられると思ひますが、業務内
容は一体どういふふうなことでございましてか。

○政府委員(藍原義邦君) 定員内職員は、林野庁
におります職員あるいは営林局それから営林本署
それから一部担当区事務所、事業所等におります
人間がおりますが、一部には技能職的な方もあら
れますけれども、大半は先生がおっしゃいました
ような事務、それから現場の指導監督並びにそれ
の補助という者が主でございまして。

○原田立君 まさにその点を指摘したいわけであ

状況の中で具体的に「お尋ねしたいこと」なんです。が、いま六つ話されたその中の、特に「事業の運営の能率化に関する事項」、このところで二点ほど具体的に「お尋ねをしたい」と思います。

その一点は、能率化に関する事項で五つほど御説明あつたと思いますね。ちょっと言っておきますと、一つは、立木販売と素材販売の選択のあり方、二つ目には、企業の能率性に即した現場作業の遂行、三つ目に、新技術の開発導入等による生産性の向上及び労働安全性の確保の問題、四つ目には、職務意欲の向上と優秀労務の確保、五つ目

に、関連事業についての見直し、こうおっしゃられてはいるわけなんですけれども、非常に言葉として抽象的でありまして、具体的に何を言わんとしているのかということ、もう少し明確にしていただきたいと皆さん思っているんじゃないかと思うんです。その点でお尋ねしたい第一点は、企業の能率性に即した現場作業の遂行というのは一体どういうことを言われているのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(石川弘君) 企業の能率性に即した現場作業の遂行ということで現在考えておりますことは、林政審議会の答申でも明らかにいたしておられますように、国有林野事業の事業の実行形態といたしまして、いわゆる直営直用型の事業、それから御承知のような請負その他外部に依存しますような事業のあり方がございます。この両者につ

きましては、林政審議会の答申にも掲げてお

すように、それぞれの利点あるいは欠点というものがございます。たとえば請負で申しますと、大変間接管理部門が軽うございますし、非常に身軽に運営ができるという利点がございますが、反面、たとえば労務の問題について必ずしも十分じやないじやないかという、いろんなそういう現実的な欠点、それから理論的に考えられます利点というようなものを選択する必要があるわけでございます。

この場合に、その選択の尺度といたしましては、やはりそういう両方の利害というものを調整

しました上で企業的な能率性を尺度にして、たとえば役人がやっているからいいのだとか、あるいは民間がやっているのだから悪いのだとかというようにそういう選択の方法はないわけでございまして、その実際やられていくことが、能率性と率性の尺度ではかたてず、能率性、率性といふのは、ここにもございいますように、たとえば安全衛生を無視して能率がいいということでは真の能率性でございせんから、そういうものも十分加味した上で、どういう事業実行形態を採用していったらよいのかというように、この能率性に関する事項の中で定めたいと考えているわけでございします。

○下田京子君 お話はわかつたんですが、ただ現場作業の遂行に当たって形態としては現在の直用直営型と、それから外部民間への委託の問題等現在あるんですよ。ですから、それを今度現場作業の遂行をするに当たって、形式は現在あるんですが、企業的な能率性に即したという形で出されているものですか、正直言って皆さん心配されているのは、これはまたまた山が荒れてしまふんじゃないかというところを心配されて、いろいろと私どもの方にも意見が出されているわけなんです。そして、すばり申し上げますと、これは秋田の五城目というところなんですけれども、その労働者の方々は、実は本当に国有林の造林地を見直して下刈りや枝打ちやする切りや間伐などの手入れを十分にやって補植をして不良造林を解消していきたい、そのためにいろいろと具体的な事例なんかもお出しになっている、そういう立場から心配してお出されたことがこういうことなんですね。

北海道の場合には国有林より国有林の方がいいんですが、本州ですと、荒れた山を見たらあれは国有林だと思えというくらいに、労働者がさぼっているんじゃないかと、やりたくとも事業の予算や何かつかない、そういう施業計画になっていないという御指摘なんです、こんなことを言われたんですよ。第一に下刈りは一年に一回しかやらない。民有林は二回やっています。つた刈りを全然

しませんから、雀も通れないような状況だ。そして、こういうことを言われたんです。簿冊刈り、目刈り、坪刈り、頭刈り、こういうのをやっているというのです。私もわかりませんからね、聞きまして。簿冊刈りって何ですかと言ったら、これは帳簿上刈ったということになっている、その処理されてしまふ。それから、笑えないんですよ。目刈りというのはどういふことかと言ったら、状況は見るけれども実際には刈らない。それから坪刈りというのは木の回りだけを刈る。それから頭刈りというのは、上だけはさつとさつと刈る。しかし、現にそういう状況になっているわけなんです。それを職員の方々がさぼってやっているんじゃないんですよ。

そういう状況だからこのところを見直して、山を見直して、そしてきちんとしたそれなりの予算もつけなきゃならない、人員も配置しなきゃならない、こう言っているわけなんです。こんなことが少なくともまかり通るようなところでは、いわゆる現場作業の遂行ということにはならないでしょう。そのところの御確認をいただきたいんですが、長官いかがでしょう。

○政府委員(藍原義邦君) 先ほど林政部長の方から御説明申し上げましたけれども、現実問題として確かにそれぞれの現地に、直営直用でやっている現地あるいは請負でやっている現地ございします。しかしながら、これからの改善計画を進めるに当たりましては、やはり先ほど部長から御説明申し上げましたように、企業的な能率性というものを加味しながら、できるだけ能率が上がり、そして山もよくなるような方途を見出しながらそれぞれの現場で改善をしていこうということでございます。そういう場合に、どうしても改善できない場合は請負が直営になることもあるかと思ひますし、また直営が請負になることもあるかというふうな、やはりそれだけの現場に合った事業の仕方なり、それから能率のあり方なりというものが、あると思ひますから、そういう目標を立てまして、そ

れに向かつて努力をしていくというのがこの考え方でございます。

それから、いま御指摘になりました造林の下刈りについて、目刈りとか頭刈りとかいろいろある。私もそういう話を大分前に聞いたこともございします。ただ、これは金がなかったからやらないのか、あるいは急いでやらなかったのか、その辺は私わかりませんけれども、もし現場にそういうような問題があれば、これは確かに非常に問題があるというふうな考え方をしております。そういうことのないようなやはり保育なり撫育なりをやっていますから、もし現地にそういう指摘があれば、その辺は十分われわれも悪いものは直さなきゃいかぬ、それから直してまいります。また現実としてそういう問題はそうないではなからうかというふうにも考えておりますが、万が一ありましたら、十分その辺はいい山ができるような作業をするように指導をしてまいりたいと考えております。

○下田京子君 いまの長官の中で、私黙って、あそこですとか聞くわけにいかないことがありました。それは現実そういうところがあるだろう、あれは直していききたい、これは基本的に私も願うところです。しかし、そういう現況がなぜ生じたかというところの御認識については、それは予算がつかないからか、あるいは施業計画がなかったからか、あるいはそれとも労働者が、職員が熱意を込めてやらなかったからかというお話でしたが、そういう問題でとらえることについては、少なくともいまここで出したことについては、少なからず問題だと思います。一方で、今回の法審議に当たっても、関連できちんと請願を出しているんです。ですから、私はそこを踏まえて言っているんです。こういうふうなことで、下刈り、枝打ち、つる切りだとか間伐だとかしなきゃならない、具体的に施業としてこうしなきゃならないというところで提示しているんです。ですから、そこは絶対もういまの御答弁は改めていただかなきゃならないと思ひます。同時に、そういうことが

各地域にあればということなんですが、もう次々事例を出していったんでは時間がながいぐらいいです。

ここでもあわせて出しますと、これは北海道なんです、北海道の帯広管内を私もずっと見てまいりました。やっぱり見て聞いていかなきゃならないというふうなことで行きましたら、中津川なんですけれども、あそこは天然更新というのと、それから人工林といふいろいろやられていて、大変美しい山をつくっているところもあります。すばらしい山も見せていただきました。ただ、そのすばらしい山で私も驚いて、いいですねって署長さんとも話してましたら、陰の方で職員の方が、雪があつてなかなか入れないけれども、これから百メートルぐらい奥に入ったら実は問題のところがあるんですよ。残念ながらそこは雪が多くて入れませんでした。そういうところでなんです、天然更新で人工補整を要する箇所ということもあって、ずうっと各班ごとに調査をしております。これが一点。

それから、枝打ち作業についても、この中標津の場合なんですけれども、人工林が約一万五千ヘクタール。ところが枝打ちは全然行っていない。それなので、もつとこれは良質材生産のために枝打ちが必要だという提起もしている。それから、つる切り、除伐についてもこれまた同じように非常に困っている、こうお出しになっているんです。また、ついでにもう一つお出ししますが、これは後でと思つたんですが、長官がそういう御答弁をされたので、私も黙っておれませんが、先ほどお示ししたかったと思うんですが、先ほどお写真お示しの方お示したんですが、実は私も写真見たいていっているんです。これは最近ですが、ごらんになってみてください。植栽木の状況がどういふふうになっているか、つるがどういふふうな絡まっているか、それからどういふふうな荒れ状況になっているか。これは具体的に申しますと、写真を届けてくださったのは福島県の猪苗代営林署です。長

官、いかがです。

○政府委員(藍原義邦君) 国有林にはただいま約二百万ヘクタールの造林地を造成したわけでございますが、先ほど来御議論もいろいろございまして、私も誠心誠意やはりいい山になるように努力はしてまいったわけでございますが、山によりましては、やはり皆伐をしたために、その土壌の關係あるいは気象の關係、そういうことで十分な生育がでなかった面、あるいは個所によりましては確かに十分な予算がなかったためにやれなかったところもあるのかもしれませんが、しかし、全体といたしまして、先ほど私が申し上げましたのは、いろいろな原因があつてそういうものもあつたであらうと。しかし、われわれとしては、これから一般会計からの金もいただいて真剣にいい山づくりをしようということでは、いまの法律の御審議もいただいておりますので、いまの調査をいたしまして、計画的にこれを立て直そうということ段取りをしておるわけでございまして、したがつて、御指摘になりましたような悪い造林地が部分的にはあることは私も十分認識しておりますから、それらについては計画を立てまして、十分に造林地になるように今後努力してまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 造林の問題については、基本的なこれからの方向としては、いい山をつくりたいということとは当初御確認いただいているんですよ。ただ、それが言葉であつて、具体的にどうかという点での御認識が甘いと思うんですよ。部分的には荒れた山もあるでしょうという、その認識が間違つていますよということなんです。私、全国の中のもう数カ所ということじゃないんです。これは他の委員の皆さんからも指摘しているんですよ。私がいま挙げた例もそういう意味で挙げているんですよ。ですから、この認識を変えていただかなければならないんです。

その点で申し上げますと、実は本庁の林業労働者の方からお手紙いただいております。どうい

うお手紙かと言いますと、これはちゃんとしただいてるわけですが、千代田区の霞ヶ関ですからここです。本庁本部の方から出されているやつでも、不成績造林地ということで林野庁としては一万五千ヘクタールというふうに言っているけれども、実際に組み直してみると、職員の方々の調査でも四十万ヘクタールあると、こう言っているんですよ。だから、私は、これを四十万ヘクタールがどここの営林局のどこでどうだということいふ言えるあれでもありませんし、またどうかということも言うつもりありません。でも、こんなに格差があるということですから、御認識を改めてほしいんです。いわゆる山荒れの状況がいかにひどいかという、部分的じゃないのだということなんです。そこをしっかりと押さえていただいた上でこの改善計画を出さなければ、最初に皆さん私ども一致して願つた山づくりというものは達成できないんじゃないでしょうかという心配をしております。いかがでしょう。

○政府委員(藍原義邦君) 林野庁におきまして、造林が十分成績を上げていない林地につきまして、先ほど来御説明申し上げておりますように一万五千ヘクタール、手入れがおくれているところは三万ヘクタールというふうに把握をしておるわけでございまして、しかしながら、私どももいたしまして、これからの国有林を改善するに当たっては、やはり造林地がいい山に育たなければ、国有林は将来二十年先にも改善の目標が達せられないわけでございまして、不良造林地等につきましては、今後やはりこれからの改善計画の重点的なあり方として十分認識して対応してまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 十分認識を新たにしておきたいというお話ですからこれ以上申し上げるつもりもありませんが、私は、改善計画の柱の大きな基本というものは山づくりだと思つて、その御認識は皆さん同じだと思つて、その山づくりがまままでどうだったのかという、率直な見直しが必要なんだということなんです。そして、いろ

いと御提言があれば、それに見合った形で調査が必要だろうと。その上に立つて、その山をつくるにはどうかというふうな形で、の施業計画なり現場作業のあり方というものを組み立てていく必要があるんじゃないかということなんです。くだいようですが、そういう立場で、決して手抜きというふうな皆さん心配されていることがないように、よく各営林署あるいは担当区、事業所等からの意見等もくみ入れて、そしてしっかりと見直しをした上でこの造林計画なるものを立てていただきたい、このことを希望したいと思つてます。

○政府委員(藍原義邦君) 山をよくすることは、先ほど来申し上げましたとおり、私どもも当然それが国有林の使命でございまして、国有林には営林局、営林署、担当区それぞれございまして、したがって、そういう職員に、先ほど大臣からお話しいただきましたように十分その辺の考え方を徹底いたしました、国有林の山が国民から批判を受けたいというふうなことを努力をしております。

○下田京子君 次に、事業運営の効率化に関する事項のうちの一点で、これもまた確認しておきたいんですが、関連事業についての見直しということなんです。この関連事業の見直しということでは、また皆さん心配されているのは、収益の上がらない事業はやらせないんじゃないかと、そんなことで心配されているんですが、決してそのようなことではないと言明いただけますでしょうか。

○政府委員(石川弘君) これは収益が上がる上からぬということもありますけれども、国有林がみずからの事業の中でどのようなことをやっているかという点から、一つの観点がございまして、たとえば、過去におきまして、国有林の土地を御使ひまして肉牛の放牧ということを実験的に国有林野営の中で行つていたわけでございまして、この種の事業につきましては実験のある種の成果を得ておりますので、これをさらに一般の民間の方々に国有林をお貸しするという形で振りかえていったらどうかというふうなことで、五十三年度

予算におきましてもそのような方向づけをやりまして、畜産局の予算にもそのような予算を計上してあるわけでございまして、これはいよいよ収益問題ということだけではなくて、国有林の本来的使命あるいは現在置かれております国有林の状況というものを考えた上で関連事業の将来のあり方を検討をしたい。もちろん、こういうことをいたします際には、林政審議会等の御意見も伺つた上でその方向づけをするわけでございまして、そういう趣旨でございまして。

○下田京子君 関連事業の見直しは、一つは国有林の使命と、また現在置かれておる状況とから見ていろいろと林政審議会の意見も聞きながら、こうおっしゃつております。それは型どおり御答弁いただければそうなるんでしょうが、ここで大事なことは、使命をまず基本に置くのか、状況が先かということになるわけです。

いま大変な状況であることはわかるんですが、問題は、そこでもって使命が忘れられないようにということなんです。そして、先ほど申しました、企業性の事業に即した現場作業のあり方とも関連するわけなんですけれども、安易に国有林がいま大変だということ、それじゃ民有林の方に、いわゆる森林組合ですか、そちらの方に、いふうなかつこうに安易に物事を処理されるというところは、これはやっぱり決してされるべき問題ではないと思つて、やはり基本的に長年続けてきた国有林、それを責任を持って国がやっていくという立場、同時にまた、民有林との協力ということもあわせてぜひこの関連事業を行つていただきたいというふうに思つてます。

その次に、経営管理の適正化に関する事項のところなんですけれども、この経営管理の適正化に関する事項のところでも三つほどお述べになつていくんですよ。一つは、事務処理の改善合理化、二つ目に、事業規模に対応する要員規模の適正化、三つ目に、組織機構の整備改善ということなんです。この要員規模の適正化と組織機構の整備改善、このところがやっぱり大きな議論にな

るところだと思ふんです。当初申しましたように、本間に森林資源、国有林の使命から考えていた際に、どういうふうな形でこの問題を処理していくかということ、大臣はすでに組織機構の整備改善等については、現在ある十四局を、北海道については五局一局で、しかし中身は変えないようにしていきたい、こう言っておりますし、また署の問題については、三百五十一署あるものをこれは一割ほど統合整備の方向でやりたいと、ただし住民の皆さんの納得をいただいてと、いろいろお話しはあるんですけれども、ここで私さばりお聞きしたいんですが、その方向はやはり変えないのか。

それから同時に、いま一方で地域住民の皆さんの納得をいただきたがらと、こう言っておりますけれども、この組織機構の整備改善のための具体的な検討がされていると思うのですが、いま林野庁、農林省が考えている整備統合する、そういう対象になる営林署はたとえどんなところを指して言っているのか、具体的などどこで営林署ということじゃなくて、どういう条件下にあるところをそういう対象にしているのか、まず基本的なところをお尋ねしたいと思ふいます。

○政府委員(石川弘君) 事業の規模に適切な要員規模の適正化でございますが、これは先ほどもお話をいたしましたように、やはりかなり事業量が大きな時代、伐採量を申しますと二千三百万立方というふうな伐採、その裏側の造林その他の管理をしていた時代があるわけでございまして、今後最も低い水準では千三百万立方程度の伐採、もちろんそれに付帯しますいろいろな造林管理相当な業務がございまして、そういう事業がある程度縮減の過程に入つてまいっておりますわけでございまして、そういう事業量の推移と、特に間接要員等の動きを見ますと、なかなかそう簡単には縮減をいたしてきておりませんが、こういうものはやはり間接管理部門をなるべく軽減して事業の実効が上がるようにというところは、これは行政が行いまして民間が行いまして当然必

要なことかと考えております。

そういう面で、要員規模が事業量に見合うように持つていきたいわけでございまして、これを強制的な退職手法というふうなことを考えておるのじゃございませんで、昨年末協定が成立いたしてあります高齢者退職、こういうものが円滑に遂行されて、さらに新規採用等の要員管理を適正に行いますならば望ましい規模に持つていけるのではなからうか、そういうことをここで考えているわけでございまして。

次に、組織機構の整備改善でございますが、法的な措置が必要な営林局につきましては、昨日御可決いただきました設置法で行われるわけでございまして、その他営林署あるいは現場の事業の部門につきましては、まず現場の事業の部門でございまして、これは事業を実行するの最もふさわしいということが何よりのことでございまして、事業実行の面から必要なものは、当然これは場所あるいは機構をいうものを考えながら整備をするわけでございまして、営林署につきましましては事業実行の面と、それからどちらかと申しますとこれも間接管理と申しますが、そういう事務管理というふうなものがございまして。

そういう事務管理といったような面につきましては、営林署が設けられました時代と現在とではかなりの事情が異なっております、交通手段その他におきましても数段の進歩があるわけでございまして、事務処理の合理化をやりながら、そういう管理部門の面と、それから何らかの整備改善ができないかということが、おおむね一割程度の営林署の統廃合という形で、行政監視委員会からの報告の中にも決められておることでございます。そういう考え方でやるわけでございまして、それから、営林署がおります国有林の事業の状況がどのようによりますかというふうなことで、それから周辺にありましますような行政機関その他との連絡というふうなこともございまして。

ございまして、それがございまして市町村自身がかかるのテンポで市町村合併等を進めておりまして、そういうところにも地域の行政機関とのいろいろな連絡というふうな問題も生じております。そういう行政機構上の連絡あるいは調整といったことの問題、あるいはその周辺における交通機関の整備の状況その他、主力としましては事業がどうなるかということが一つでございます。それと、管理部門の合理化を伴いまして地元で御迷惑がからぬような状態にできるかどうか、そのようなことが判断の基準となりましてやるわけでございまして。

具体的な機構の整備につきましては、再度申し上げておりますように、地元にも大変関係します役所でございまして、地元の意向等につきましても十分御相談しながら進めていきたいと考えておるわけでございまして。

○下田京子君 強制的な整備統合ということは、まずそのことは御確認いただいて、しかしなおかつ方向としては、いまのお話ですと四つの項目みたいになかつかうで出されましたが、事業の状況だとか、管理部門がどうかとか、あるいは他の行政機関との関係がどうか、そしてまた交通の便がどうかなどということを出されましたが、そういうふうな条件の中でできるだけ合理化していききたいというふうなことでございまして、前に戻って、住民の、あるいはまたその行政機関なり、あるいはそこに働く職員の皆さん、どう見ても事業分野だけで見れば、収支から言ったらば保安林が七割も八割もあつたりして、とてもでないけれども事業という面から見ればこれは統合されてしまふのじゃないかと心配されているわけなんです、決してそれだけから見ないで、最終的には住民の納得をもってやっていくということについては、再度御確認いただけるかどうか。

具体的に出しますと、実はもう東北各地で秋田だったればこのところかな、青森はここかな、福島だったれば猪苗代がどうも事業面から言つて危ないみたいだということでもって、御承知だと

思いますが、局長さんのところにも町長さん初め議会も住民代表もみんな行って、ぜひ廃止しないでほしいと、こう言われているわけです。これは具体的な事例ですが、そういう状況の中で、これはもう本間に一方のなかつたところで強権発動はしないということだけ言明いただけるかどうか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま林政部長から御説明申し上げたわけでございまして、営林署というものが国有林を管理経営するだけではなくて、先ほど申し上げましたように、その使命の中に、やはり地元の振興等というものが国有林の大きな使命でございまして。そういう観点から、いろいろな因子、条件を十分判断して私どもも対応してまいりたいというふうに考えておりますし、その場合地元にも十分御説明し、御理解いただけるような最善の努力はしてまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 質問に答えてください。強権的なことはしないかどうかなんです。

○政府委員(藍原義邦君) 私どもも、強権的な発動をいたしまして営林署の統廃合をしようというふうには考えておりませんが、あくまでも地元の御理解と御協力をいただけるように、十分な努力はしてまいりたいと思ふいます。

○下田京子君 まあ強権発動はしない、がしかし、がずいぶんついているようだけれども、大変微妙な言い回しですが、事業部門だけで見れば、その営林署の状況によつていろいろと違う点が出てきますから、画一的にそれは見ない、むしろいい山をつくつていくということになれば、きのうの大臣の答弁もありましたけれども、むしろ局ということについては、直接これは困るという意見もなかったが、署は地域としっかりいろいろ結びついているというお話もありましたね。ですから、署の一割削減の方向ということについては、私どもは幾ら住民の納得云々ということについては、その方向がいいというふうには認められないんで、そのところはよく踏まえてやっていただきたいというふうに思ふいます。

る意味じゃありませんけれども、全体としても非常におくれている中で、国有林が特段にまたその進捗率がおくれている状況がうかがわれるわけですね。

こういう状況が今後また続くとすれば、大変なことになると思うんです。私もいろいろ勉強させていただきまして、この「日本林業年鑑」ですか、ことしの「災害編」のところを見ました。五十一年で発生している「林地荒廃復旧計画及び被害状況」林地にかかわる部分での被害状況ですね、これを見ますと、五十一年だけでどうと人命が何と百四十六人も失われているんです。それから、負傷した方が三百五十二人もおられます。そして家屋が全壊が二千三十戸、半壊が三千二百七十戸、道路等、これまた一つ二つ申し上げると大変な数になります。公共施設等においても、子供たちが行っている学校そのものでも十カ所。それから、農地等の面積も大変な数になっているという状況が出ています。

ですから、私が指摘するまでもなく、いかに国土保全という立場からこの治山事業というのが重要かということ、これは御認識を改めていただきたいというふうに思います。そういう点で、今後の治山五カ年計画をさらに力を入れて具体的にやっていたいただきたいと思うわけですが、その決意のほどをお聞かせください。

○政府委員(藍原義邦君) 第五次の治山五カ年計画につきましては、林業関係全体で一兆三百億円という総計画額にいたしましたこの遂行を図っておるわけでございます。国有林につきましても今後治山を重点的にやっていききたいということで、五十三年度予算におきましては、従前以上の一般会計からの繰り入れという形で六八%を超える一般会計からの導入をいたしまして治山事業の強化を図っておりますし、私どももいたしまして、今後治山事業につきましては、十分に申し上げましたような精神で対応してまいりたいというふうに考えております。

○下田京子君 対応していきたいという御決意は

いただいたんですが、ここで問題を指摘しておきたいのは、なぜ国有林の治山事業がこういう形でおくれているかということ、これは現在五十三年度において一般会計から六八・六%入るとおっしゃっておりますけれども、過去の状況を見ますと、基本的にこうした事業も特別会計といういまの事業の中でやっておりますというふうなところによつぱりおくれがあったのではないかと、そこを私はしっかりと指摘しておきたいと思うんです。そして、本来ならば、こうしたものは公共的なものです。災害を未然に防ぐという点で、これは大いに基本的な国の施策として、これは一般会計も入れてやっていかなければならないということは当然であるというふうに思うわけですね。

次に、具体的な例でまたお伺いしたいんですが、けれども、それは国有林材の販売問題についてなんです。御承知だと思っておりますけれども、現在非常に外圧も、それから日本の経済事情という内圧も含めて木材あるいは木製品関連業者というのが大変困った状況に追い込まれていると思うんです。その倒産件数が、一年間で一千件を超えるというふうな状況であります。実は、これは昨年の暮れだったと思うんですが、秋田の方に行きまして、秋田といえば本当に日本でも有数の木材県ですから、そこに行きましていろいろ聞きました。そうしましたら、こんな状況が訴えられたんです。

その第一は、こういう木材不況という状況の中で大変な在庫を抱えている、輸入というふうな状況もあってなかなかさばけない。にもかかわらず、営林署の方はどうも会計、ふところぐあいがよろしくない。だから買っても買わないことには困るというわけで、業者に対して指定量だけ何とか購入してほしいと、こうおっしゃられるわけですね。業者の側は、指定量を購入しないかどうか来年から枠がなくなってしまうのではないかと心配があるわけですね。そういうことがないようということ、これは直接長官のところにもお

願いに来たと思うんですが、今後ともこういうふうな形で起きないとも限りませんから、これは十分に配慮しなければならぬことだと思っておりますが、どうでしょう。

○政府委員(藍原義邦君) 国有林が材を販売いたします場合には、やはり地元の業界につきまして、地元の業界の工場原料として安定的にある一定量を供給する使命がございます。したがって、そういう地元の工場につきましては、隨意契約ということで工場原料を買っていただいております。ございませうけれども、いま先生御指摘になりましたように、買わないから来年度の随製量がなくなるといふことではなくて、やはり国有林に対する依存度あるいは個別企業のそれぞれの経営の状況、そういうものを勘案して私どもはそれぞれの年の随製量等決めておりますので、今後ともそういう形で国有林としては隨意契約の販売をしていきたいというふうに考えておりますので、いまおっしゃいましたようなことだけで判断するものではないでございます。

○下田京子君 隨意契約のことについては、後で会計のあり方、そのところでお話したいと思うんですが、基本的には、いま私が話したようなことだけでいわゆる購入量を押しつけるようなことはしないという御確認をいただいたかと思うんですが、次に、その際に支払う販売代金の問題なんです。これは現在は延納制度というものがとられていて、そういう習慣があると思うんです。ところが、なかなか延納制度そのものも活用しない。そして、現金で購入を強く要請されている。実はことしの二、三月あたり、秋田県においてもまた青森等においても、国有林の木材を購入した際のその支払いをどうするかという点での特別融資制度を県が設けたというふうなことが出たわけですね。これは御承知でしょうか。

○説明員(秋山智英君) 存じております。

○下田京子君 このことについてどういうふうにお考えになるかということなんですが、私どもの方ではいろいろと皆さんの意見も聞いてみました

ら、これは日本林業調査会誌の五月号なんです。元林野庁の業務部長をなさっていた辻さんと、う方が指摘しているわけなんです。どういう指摘をしているかというところ、国有林の延納制度の運用の変化による影響というの、きわめて業界にとつて大変な時代になっている。ですからいま不況だ、そういう不況に追い打ちをかけていって、しかもそれに見合せて、今度は地方自治体が融資制度をつくらなければならぬというふうなことが、うで、実はそこに働く関連労働者の皆さん方も倒産に追い込まれて、あしたからの暮らしにも事欠くという状況が出てきているわけなんです。こういうことは厳に戒めなければならぬと思うわけなんです。こういう延納期間の短縮をやめるかどうか、ここをお尋ねします。

○説明員(秋山智英君) 昭和五十二年の国有林野事業の財政上非常に厳しい資金繰り等もございまして、一部の販売代金につきましては、地元の業界の皆さんの御理解と御協力をいただきまして延納期間の短縮あるいは一部現納という措置を特にお願いたしましたわけでございます。これは将来にわたって買いたくする意欲を減殺することや、たりまして買いたくする意欲を減殺することや、あるいは特に最近のように木材関連業界不況の段階では非常に心苦しい面もあったわけでございますが、今後の運用につきましてはこういう問題を十分踏まえまして、極力事業全般につきましても改善合理化をもちろんです。進めたいわけでございますが、その一環といたしましてこの会計の資金繰り等もいろいろ改善を図る一方、買いたくする人の資金事情等に十分配慮するような新しい金融措置等も検討してまいりたいということで、現在検討を進めておる段階でございます。

○下田京子君 すべて関連する地域の皆さん方の御理解をいただいているというふうに、こう言われるわけなんです。その御理解というの意味が大変にいろいろありまして、やはりこちらのあれで、同が言う方向で納得しろという形での御理解と、それから実際にまだから見ても地域の皆さんが困っていると、そちらに理解を示すかと、こうある

わけなんです、こうした大変な状況の中では、十分に配慮して対応されたいということを再度要請したいと思ひます。

ただいまずっと改善計画と、それらに關係するいろいろの問題点について、具体的なことも含めて御答弁いただきたわけなんですけれども、私はここで最後に大臣に御答弁いただきたいんですが、今後改善計画を労働組合や職員の皆さんと十分協議するというのはもうこれはあたりまえのことであつて、最も必要なことは、国会での承認事項において具体的に責任を持つてこつていくというふうな、そのぐらゐの態度があつてしかるべきではないかと思ふんですけれども、山づくりに向けての今後の大臣の改善計画をいかにして進めていくかという基本的な姿勢、態度、そこをお伺ひします。

○國務大臣(中川一郎君) 改善計画につきましては、審議会の意見も十分聞きましてよりよいものをつくりたいと思ひます。ただ、国会の承認事項ということになじむものであるかどうか、専門家の皆さんではございませうけれども、法律の示すところによつて技術的に事務的にいゝものをつくつて、もちろん国会その他に公表いたしますから、皆さんの御批判はいただきませうけれども、承認がなければできないという仕組みはなじまないものと思つております。いづれにいたしましても、国会の意見等も聞きながらよりよいものをつくつてその目的を達成したい、こう思ふ次第でございします。

○下田京子君 国会の承認がなじむかどうかということがあるわけですが、私がそれを申し上げますのはなぜかというならば、改善計画が必要である、同時にその期間はこの二点のお話で御提示になっただけで、資料はどうかと申していろいろお聞きすれば、一応五つの柱は出されたけれども、いろいろと聞けばまだ検討中とか、あるいは林政審議会のお話を聞いていただかといふふうな形で、今後本当に二十年たつたらば何とかなるだろうという話はしてゐるんですけれども、

も、こういう論議をする際には、いまこうこうという事情でこんな形でやつていくというものが、もっと詳しく責任を持つて出されるべきではないかという、その点から私は申し上げてゐるわけなんです。もっと具体的なものを示したいただかなければならぬではないかということ、指摘しておきたいと思ひます。

二番目ですが、大事な点は、いかにいい改善計画を立てるか、中身をどうかということ、あわせてそれをつくつていくのはやはり労働者だと思ひます。その労働者の問題ということでもって第一にお尋ねしたいことは、これも新聞等の報道によりますと、公共企業体等基本問題会議の中で意見書が出されてゐる。このことについていふ政府として、林野庁として、大臣をどういふうな態度で臨まれるおつもりなのか。

○政府委員(藍原義邦君) 公共企業体等の基本問題会議で、現在最終段階の取りまとめが行われておるといふことは私も何とておりますけれども、その内容についてはまだ私も十分承知いたしておりません。ただ、昨年十月に国有林部会におきまして、農林省の意見というものを聞かれたことがございします。林野庁といたしましては、昭和四十七年の林政審の答申に即しまして、国营の企業でございします現在の国有林の国营経営形態というものを維持して経営の改善に努めていくことが必要かつ適切であるということ、私もこの部会で説明したわけでございますが、政府の方針といたしましては、やはりこの基本会議の結論を待つて決定されることになるのであらうといふふうに考えております。私もどなたもいたしましては、林政審の答申の趣旨に沿ひましてこれまでの国有林野事業の経営の改善、合理化に努めてゐるところでございします。また林政審の答申の尊重を基本といたしまして、妥当な方向で政府の方針が決定されるように対処をまいりたいと思ひます。

○下田京子君 公共企業体等基本問題会議のとき

ろについての内容をよく承知してないというその意味のことは、具体的に政府の方にはまだ提出をいただいてないといふふうなことかと思ふんです。が、中身は新聞報道でおわかりだと思ひます。こゝろ言つてゐます。現行の国营形態維持が適当と考える。しかし、作業部門の効率化を図るため、基本的には現行の直雇方式を請負方式に改める。請負方式に切り替へるに当たっては、要員の自然減を待つてでなく、職員の転退職の促進等、組織機構の簡素合理化を積極的に進める一方、請負事業体の指導、育成に努めることとする。」「こゝろをこのまゝやつていくということになりまして、先ほどもいろいろ議論がありましたようにですけれども、自然退職だけでなく、一方ではやつぱりさらに人減らしといふようなことがやられていって、實際口では山を守るといふながらも荒れていくような結果になるんじゃないかといふところを心配してゐるわけなんです。同時に、こゝろで指摘してゐるような方向で仮にやつていく場合、一体どうなのかということになるわけですが、どういふ点で問題かと言へば、一つは労働力の確保のことなんです。その労働力の確保の問題、これは請負が直雇かといふことについては安易に結論は出しませんと先ほど御答弁いただいていますからいいんですが、労働力確保といふことをどういふふうに見ておられるのか。

○政府委員(藍原義邦君) ただいま労働力の確保の問題の御指摘があつたわけでございますが、先ほど来御説明申し上げておりますように、直営直用でやる場合の利点と、また請負事業でやる場合の利点と、あるいはそれぞれの欠点といふところあるわけでございます。またそれぞれの地方に、民有林が非常に多くて民間労働力もあるところ、あるいはまた民間労働力のないところもございします。

したがいまして、私もどなたもいたしましては現在やつておりますそれぞれの事業形態がございまして、そゝろいう現在の事業形態をさらにいい方向で

伸ばすという形で国有林の事業を進めてまいりたいといふふうな基本的には考えておりますが、林業全体の労働力の確保という問題になりますれば、やはり質の低下といふ点もございします。そゝろいう点から今後やはり一般的に林業労働力というものが確保できるような方途をたたいま民有林の推進、振興といふ面からも私もどなたもいたしまして積極的に対応しなければいけないといふふうな考えをもちまして、それなりの施策を講じておるわけでございますが、今後ともそゝろいふ労働力の確保、これが林業推進の一つの柱でもございしますから、この面につきましても、私もどなたもこの事業の推進と同様な気構えで対応してまいるつもりでございます。

○下田京子君 労働力の確保が可能かどうかという質問をしてゐるわけですが、精神的な御答弁だけをしていただいてゐるんじゃないんです。それから、ただ言葉ばかりをつかむようでは、ある一定の年齢になつた、そのことをとらえて即ち質の低下といふことについての御認識、これは問題があると思ひます。その点は私は指摘しておきたいと思ふ。可能かどうか、労働力がどうなのか。

○政府委員(藍原義邦君) 私が申し上げましたのは、それぞれの地域の実情がありまして、非常に労働力の確保の可能なところもあるし、むずかしいところもあるであらうということをお申し上げたわけでございます。したがいまして、やはりそれぞれ地域で国有林なり民有林なりがこれから推進するためには、それぞれの地域の実態に合ったような形で労働力の確保を図つていかなければいけないといふふうな考えをもちますが、国有林につきましましては、いま申し上げましたように、直営直用でやつております作業員につきましては通年雇用という体制をとりまして、十分な安定した形で仕事に従事していただけるような方途を昨年末決めたわけでございます。そゝろいふ形で今後とも労働力の確保を図つてまいりたいといふふうな考えをもちます。

○下田京子君 抽象的に地域地域に労働力の確保を図っていきなさいというお話をいたしても、全体としてどうなのかというところはつかないでいらっしゃるんですか。私、文部省の学校基本調査報告書で見てみました。中学校卒業、高校卒業とそれぞれ何人、そのうち農業に従事する人が何人、林業がどのくらいなのか、割合はどうなのかというところを調査資料によって見てみましたところ、どういう状況かといいますと、実は五十二年段階では、数字全体申しますと大変ですから比率でいきたいと思います。農業に従事したいと答えている人は、中学校、高校卒業の全体総数の中で四・四七%なんです。林業に就職した人が〇・〇九%です。

これが、五十一年の三月で見てみますとどうなるか。農業に就職した人、これが二・一四%です、全体の卒業生の中で。それから、林業に就職した者が〇・〇一%なんです。で、その数、四十二年から五十一年までの十年間の中で林業に就職した者が、中学校卒業で二百七十名、高等学校卒業が六千八百二十九名なんです。合計でも全国で八千九百九十九名です。こういう状況の中で、労働力の確保といってもこれは容易ならざる問題なんです。そのところをどう見ているかということ、私は指摘しているんです。それが具体的にものををつかんでいかなければ、これは非常に問題が多いと思います。しかも、労働災害もまだ出ていると、いろいろな改善なんかも叫ばれているという状況なんです。このことについて大臣、どういうふうにいままの数字を見てお感じになりましたか。

○国務大臣(中川一郎君) いままの御指摘の数字は、私の聞いたところでは林業になる希望があるかないか、農業になるか、林業になるかの希望だろと思う。今日の森林事情は非常に厳しくもありまして、また長期的でないと収益性もないところから、かなり希望者が少ないというところは事実だと思えます。しかし、いま議論のありますのは、国有林の直営がいいのか請負がいいのかという、その場合の林業労働者が確保できるかという材料とは直接結びつかないと思う。私の見るところでは、少なくとも直営について今度の企業体会議が非常に批判を加えたのと同じように、国民の間からもいままの直営ではないかという批判があることは事実だろと思う。私は、労働力の問題もあろうと思いますが、請負にしたからといって国有林の事業に支障あるとは思わない、正直言って。あちらこちらで仕事をしたい、特に北海道あたりでは林業界がもつともつと請負にしてくれ、幾らでもやりましようという声が非常に強いんです。強いのであります、直営といふものも見直してしつかりしたものに、そして国営のいままの形態を進めていこうと。

特に、山に働いて皆さんを生の首を切るということとは気の毒なことであり、われわれ一緒に働いてきた者として耐えられない、いかに公共企業体の方が客中があつても、政府が最終的にどう決定するかは別として、農林省といましては直営直用といふものを従来の姿でやっていきたいし、ただ、やっていきたくても、いままのようない批判のあるような直営直用であつてはこれは国民的に申しわけないことである。だから、寄り寄り直営直用あるいは請負といふものを改善をしていかなきゃいかぬ。いままのようないことをやっていけば、公共企業体の基本問題の会議から意見が出るように、国民の皆さんから批判があるだろ。でありますから、私どもとしては、いままの問題会議から客中があらましても、従来の直営は大事にしていきなさい。それを労働力があるからないから、やるのがあたりまえだと言われても、にわかには賛成できないところがございます。

○下田京子君 いまの私の質問に対してまとめていろいろな角度から御答弁があったようですが、一つは、直用か請負か云々の問題については私はいま直接質問したわけではなくて、もうこれは大臣の御答弁いただいているところなんです。いすれにしても、いろいろ見直すということにつ

いてはだれも反対はしていない。安易にそれを請負に持つていくということについては問題がある。大臣もそこはそういうふうにはしない、こう言っているわけなんです。ただ、重要なことは、どんだんだん森林地帯と言われる山村地域において過疎が進行している。ですから、いま私が指摘したのは、確かに直接云々ということになれば、それは関係ないとおっしゃればそれでよいけれども、若手の人たちが林業に対してどう見ているか、あるいは現況がどうなっているかという点で、これは大事な指標になると思うんです。私は、全く関係がないということではないと思う。賛成できるとかできないとかじゃなくて、現実こうなっていますよということなんです。

あえてまた言いますと、長野県下の高等学校の中で特に農業高校、林業に対する意識調査をやられたのが出てくるんです。それを見ますと、あなただけ林科を選んだ動機は何か、先生に勧められたというのが二・一四、特別に理由は二・六、一、こう言っています。それから、三年間林科で勉強してどうだったかということについて、林業技術の習得が大変よかったという生徒さんも四割います。しかし一方で、自分のこれからの進路に余り関係ない、得るところが全くなかったみたい、三年間過ぎてしまったというのが四五・九%もいるというのもまた事実なんです。それから、あなたの家の山の経営はだれが行っているか、いろいろ調査しているようなんですが、私は若い後継者、これは民有林の場合もです。それから同時に、今後十年、二十年と、少なくとも十年でもって改善計画を立てる、それから二十年たつたらばもう少しよくなるだろう、こういう長期の方針をお出しになっているんです。そういう状況の中で、若い皆さん方がいわゆる林業についてどう見ているのか、どういう状況にあるのかというふうなことは、大臣、私お言葉ですけれども、賛成できるとかできないとかの問題ではなくて、こういう認識がある、こういう状況にある、そこを踏まえてどうしていくかということで、これは必要な

ことじゃないかということを指摘しているわけであり。重ねてその直営の問題やら、あるいは労働者の改善問題なんですけれども、確かに労働組合等あるいは全国的な御意見等の中で、民有林の労働者に対して、とてもじゃないけれども安きやならない、それから退職金共済制度もつくらなきやならないというふうな状況を改善していると思うんです。また、国有林についても、定期作業員を去年の十二月から、ここの二月一日からですね、基幹作業員制度というやつで日給制度から月給制度に変えてきた。確かにそういう改善点はあるんですが、ただその点からいって問題が幾つかあると思うんです。

その問題点の第一なんですけれども、実は現在もなお定期作業員という形でもって日給制の、しかも定期の職員ですか、季節雇用ですか、そういう方が政府の資料でも一万二千二百十九人もいます。これは特に苗畑に働く婦人の労働者なんかも含めまして、日給制の定期職員に置かれているわけですね。こういう人々を、今後退職金という問題から見てもどうするかという点が第一なんです。どのようなお考えでしょうか。

○説明員(相賀幸雄君) ただいま先生の御指摘ございましたように、国有林事業の現場作業員を定員外の常勤職員扱いとするいわゆる基幹作業員制度につきましては、昨年の十二月から発足いたしておるところでございます。それで、この制度におきまして要員規模は、事業の企業的な能率を勘案しながら長期的視点に立って直接雇用を行う事業規模の範囲内とするということで、また、基幹作業員の任用はいろいろな条件がございまして、その職務に弾力的に従事し得る能力を有し、それから地域間の流動化に應じられる等、一定の資格要件を有している者に限ることとしておりまして、この制度の厳正な運用を図っておるわけでございます。

したがって、現に雇用されている定期作業員

員の全員を対象としてこの基幹作業職員とするわけにはまいらないわけですが、一定の資格要件等備えた者につきましては、高年齢者の退職の促進あるいは必要な能率性の確保等経営改善の進展に即しまして、要員規模の範囲内で基幹作業職員への任用を図っておるわけでございます。

それで、さらに御質問のございました定期作業員の退職等の問題でございますが、これは退職金等の問題でございますけれども、現在の国家公務員の退職手当につきましては、国家公務員の退職手当法に基づきましてそれぞれの勤続期間に応じた退職手当を支給することになっておるわけでございます。したがって、定期作業員につきましても、この定期作業員の勤続期間に応じまして一定の退職手当を毎年雇用終了時に支給しておるわけでございますが、過去の勤続期間を通算いたしまして退職手当を支給するということは、現在の法律上の制度面から見てできないところでございます。

なお、これも先生御承知かと思えますけれども、失業者の退職手当の問題は、制度化されておるわけでございます。

○下田京子君 答弁簡単にお願します。

定期作業員の退職金制度はいまないということですね。このことについていろいろありましたが、これも、こういうふうに具体的に訴えてきてくれるんです。ちょっと読んでみたいと思うんですが、私達は定期作業員として過去何十年と国有林の人里はなれた山奥で、真夏には塩の汗を流し、また冬には腰までの雪の中で、かじかんた手をこすりながら働いてきています。私達は一身上あるいは家庭の都合で、基幹作業職員にはなりたくともないのです。その結果、毎年年末には退職、三月又は四月雇用を繰返しております。

そこで高齢になれば辞めてほしいと無理／＼言われ一門の退職金もなく職場を追い出されていくのが実情です。政府・林野庁は、毎年退職金は払っていると言いますが、それは全くの

「マヤカン」です。雇用保険法の給付日数から待機日数の分を退職手当として出しているからです。定期作業員でも林野庁は立派に職員として認めています。以上の趣旨により退職特別給が制度化されますよう請願いたします。

というふうなことを言っておるんです。これは、皆さん御自身のことでお考えになったらおわかりだと思ふんです。民間に働く皆さんには少なくとも林対協というふうなところで今度できたわけですから、当然これは改善のために手を打つ時期ではないかというふうに思ふわけですね。

それから、あわせてこの基幹作業員になったといひましても、一方では広域流動化というふうなこともうもつて局間の流動もあるし、また同じ局内でも広いところになると大変家族と長い間離れておられないならぬというふうな状況になって、家庭破壊のみならず、子供たちの教育にとつても大変です。また留守を守る奥さんたちの苦勞も大変というふうな状況があるわけですね。少なくともこういう状況というのは、今後改善の方向で私は検討を急ぐべきではないか、こう思ふわけなんです。その点について決意のほどはどうなのか、大臣、いま私の言葉を受けてぜひ検討のためにいろいろと努力をいただきたいと思うんです。いかがでしょう。

○政府委員(藍原義邦君) 御説明するまでもなく、林業というのは非常に季節的な事業であることは十分御存じのことだと思ひます。したがって、林業に従事する方々を通年で雇用するということはきわめてむずかしい地域がございます。たとえば、冬に造林をやりうと思つてもこれはできません。また、植えつけの時期というものも決まっております。そういうことで、特に豪雪地帯におきましては、通年化というのは非常にむずかしい。私どももその辺は非常に苦勞したわけでございます。

しかし、これからの国有林に働いていただく方に安定したやつぱり職場で働いていただきたい。また、そうすべきだということからいろいろ工夫

をいたしましたして、一年間働いていただけるような仕事を見つけて、通年作業という形の中で常勤制を度化を圖つたわけでございます。そういう面から、やはりある面では営林署から違う営林署へ、あるいは隣の局へというふうな形で御移動いただくことによつて通年化ができるということもあり得るわけでございます。この辺は非常に個人生活として私どもも忍びない面もあるかと思ひますけれども、今後できるだけこういうものを余り動かないで済むようなことにしたいと思ひますけれども、いま申し上げましたような林業というものの特殊性からなかなかこれはむずかしい問題でございますので、その辺につきましては十分御理解の上、常勤制度がスムーズに運用できますように御協力をいただきたいというふうに考えておる次第でございます。

○下田京子君 検討今後おやりになるかどうかというところで、退職金制度のあり方についての検討を急ぐかどうかということですね。同時に、その大変な事情はわかりますが、林道の開設等によつてさらに奥地に入ることも可能だということですね。いろいろな仕事もあるという御指摘なんかもあるわけですね。ですからさらに調査が必要ではないか、そういう点でさらに改善のために努力をいただきたい、その姿勢はどうか。簡単にお願します。

○政府委員(藍原義邦君) まず退職手当でございますが、これについては先ほど職員部長から御説明申し上げましたように法律によつて決められておりますし、この法律は林野庁の所管でもございませんで、われわれとしても一応関心のある問題ではございますけれども、いまお答えはなかなかできない問題でございます。

それから、できるだけ流動化のないような方向に対する検討でございますが、先ほど申し上げましたように、冬にやれる仕事というのはいさゝか少ないわけでございます。そういう意味から、私どもとしては先ほど申し上げましたように御協力をいただきたいというふうに考えておりますが、今

後これから国有林事業というものは末永く続くわけでございますから、そういう過程でそういう異動も少ないような事業ができるようなことを考えていかなければいけないというふうには考えますけれども、現時点におきましては、いま申し上げましたような形でこの制度がスムーズに運用できるように御協力をいただきたいというふうに思ふ次第でございます。

○下田京子君 いまの長官答弁の中で、関心があられるけれども所管でないというふうなことで、これは問題ですね。これは、国有林の労働者の問題です。それから所管であるかないかじゃないんです。国有林に働く労働者の場合でもいろいろと条件改善が必要だというふうな中で、今度林対協という制度ができた。今後その国有林野の中での実際に仕事をしていくその分野における条件改善ということについては、所管であるかどうかという制度上の問題は別にしても、直接的にこれは林野庁が考えていかないとどうも考えられないんです。いますぐに改善しないと言っているんじゃないんです。そういう改善がいま必要になっていないで、うというところなんです。そして、所管でなかったら、関係するところに働きかけなかったら一体どこがやるんですか。

○政府委員(石川弘君) ただいまの問題でございますが、国有林の直接雇用しております労働者の今後の姿といたしましては、先ほどから申し上げております基幹作業員がまず中核でございます。それから、その基幹作業員を中核にいたしまして、それ以外に非常に少数でございますが、むしろ臨時的と申しますか、臨時的に雇用します者についてこれが雇用を、何と申しますか、応援するという体制が基幹作業員制度をつくりましたときの基本的考え方でございます。定期につきましては、先ほどから申し上げましたように、公務員の制度としましてはなかなか位置づけのしにくい形でございます。定期が今後とも基本的に残ってくるような形での雇用の形を考へておりませんで、むしろ定期につきまして

は、将来基幹作業員とそれから臨時の作業員の両極に分配をしていくというのが、基幹作業員制度を設けた際の基本的考え方でございます。したがって、この退職金問題につきましても、先ほどから申し上げておりますのは、そういう他

にいろいろな形で例がありますところの他の公務員の制度等との、何と申しますか、均衡の問題というところが実は独特のそういう退職制度をつくらないう最大の問題点でございますので、基本的に申しますと、基幹作業員と臨時作業員の両極に分配をしていくと、そういう中で全体としての退職の制度あるいは身分の安定の制度を考えたいというものが、林野庁の基本的考え方でございます。

○下田京子君 基本的な考え方はわかりました。しかし、現在定期作業員で現場に働いている方がいると、どうしてそういう状況になっているのかと、なってきたかといえ、冬に仕事がない。ですから、毎年雇用を繰り返しながらやられているというふうな、そういう林業という特殊なところから出てきていることでもあり、他制度とのい

ろんな関係もあるでしょうけれども、強き改善のためにいろいろと御検討をいただきたいということとは希望しておきます。

最後にありますけれども、今国会にこうした改善計画、あるいは改善のための期間、あるいは一般会計の繰り入れ等出されてきたその大きな原因といたしまして、時代的な背景と申しますか、国有林野事業にかかわる会計のあり方ですね、それをお聞きしたいと思うわけです。この法案の提案の説明の中でもいろいろと理由が述べられております。一つは、国有林事業の経営の構造が公益的機能の維持という点でも高まってきたというし、一方では、伐採量に限りがあるというふうなことなんかも指摘しているわけなんです、第一に聞きたい点は、伐採量の限界を生み出してきたそもそもの原因がどこにあるかということなんです。この大きな原因が、第一に、やはり成長量を上回る伐採量にあったんじゃないかということなんです。これはやはりいただいた資料で、昭和

三十六年あたりから非常に大変な形で成長量を上回る伐採量がなされているわけなんです、だけれどもこれは過伐であるというふうな指摘できるのじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(藤原義邦君) 三十年の国有林の歴史を見ておきますと、いま先生御指摘のように、現時点で昭和三十年代のことを見ますと、非常にけい切ったなあとという感じをわれわれも受けま

す。しかし、やはりその時点において新聞紙上で国有林が木を切らないから物価が上がるのだという大きな批判を受けて、その時代にやはり国民の需要にこたえるために、当時の国有林の林力でどれだけ切れるのか、そのためにはやはり奥地の天然林をい

い山に切りかえることによりまして伐採量を上げて、国民の需要にこたえようということ

で伐採量をふやしてやっていたわけでございます。したがって、その時点では確かに成長量を上回った伐採もいたしております。しかし、これはいざいざ造林地になった場合の成長力というものを勘案しながら保続計算をしてやっていたわけでございます。ただいまそれが伐採に限りがあるという状況になりましたのは、その後やはり木材というものが外国から非常に入ってくる、そこで国有林をそんなに切らなくてもいい、また逆に公益的機能を発揮しなければいけない、そういう意味からいいますと、やりやりました形と変わった皆伐面積の縮小あるいは禁伐面積の拡大、こういうものによりましてこれからの保続を計算した結果、これからはいままで申し上げましたような伐採量にならざるを得ない。それにスムーズに移行するにはどうしたらいいかという形で伐採量の徐々の、漸減的な減少ということを考えておるわけでございます。必ずしも私も過去の伐採量が多かったということにはならないかと思っております。

同時に、それはいろいろと国民の要請にこたえて行ったものと、こうおっしゃっております。しかし、国民の要請にこたえたといっているわけなんです、確かに消費者の問題と生産者の問題と両面から考えていくというのが国策の基本であると思っておりますけれども、その点では私たちも異議ございません。ただ問題は、五十一年三月二十六日付で、これは大蔵大臣の方に当時の安倍農林大臣が「予算決算及び会計令第九九条第二〇号の規定に基づき国有林材をパルプ及びチップ用として隨意契約によって売り払う場合について」というお話で、このことについては五十一年三月三十一日限りでこれをもう対象から外してよろしいですというあれを出しているんですね。間違いないですね、これは。

○説明員(秋山智英君) 間違いないですね。

○下田京子君 ということは、逆に言えば、このいわゆる予算決算及び会計令の第九九条の第二〇号に基づいて何をやってきたかと言え、先ほど問題になった、いわゆるその隨意契約の問題ですね。この隨意契約の本来の目的というのは、本来はそこに山がある、その営林署があつて、そこに木材業者もいる、地元の皆さん方の地域発展のためにというふうなことが大きな目的ではなかったかと思っております。そういう点から見ても、隨意契約と一般競争で一体その金額はどのくらい差があるんだらうかとこれを見てみましたら、これは林野庁の国有林事業統計書によつての資料ですが、四十年で一立米当たり一般競争の場合ですと、四千六百八十七円、ところが隨意契約は約

その三分の一、千六百九十円です。さらに、四十八年で一立米当たり一般競争が一萬八千二百八十一円、隨意契約が六千五百五十三円、いずれにしても非常に隨意契約が安い、こうあるわけですね。これは、もちろん目的からいけばそういうことになるわけですね。

ただ、先ほどなぜこれを聞いたかと言え、このパルプ及びチップ用としての隨意契約について売り払う場合、これをもういいですよということ

で除外されたわけですね。なぜこれは除外が出てきたかという、現在安い外材が入るということでもって、パルプ用材やチップ用材というのはもう用がなくなつたということでもって、大手独占パルプのためにいままでいろいろ国有林が買ひできたのに、今度は要らないといつてほとんど捨た

ということを、はつきり物語っているのじゃないかと思ふんです。そう指摘しても私過言でないと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(藤原義邦君) 隨意契約の場合には、法律によりましてそれぞれの規定がございます。その中に地元工場振興というものがございまして、そのも、逆にまた産業の振興というものがござい

ます。御存じのように、昭和三十年代、四十年代の初めまでは外国から余り材も入らない、一方、紙資源というのは新聞紙を初めといたしまして非常に消費量が伸びた。それに対するパルプ材としてのチップなりパルプというものがなかなか手に入らない、そういう問題が非常にござい

ました。そういう意味で、産業振興といたしまして、パルプにつきましても隨意契約で売り払つたことは過去の実績がござい

意味では当たらないのではなからうか。その材料の質というもので相当考えまないと、たとえばパルプ材というものは、あるいはチップ材、こういうものは非常に安いわけですが、一番玉というふうなものについて無節であればこれは相当高いものになります。そういう点で、公売は随分比較しますと、確かに公売の方が一部高い場合が多いわけですが、これを全体の平均値でその辺を判断することは少々無理があるのではなからうかというふうに考えております。

○下田京子君 時間もございませんで、私は最後に赤字を生み出してきた問題について、いま話しました成長量を上回る伐採をしてきたということで、今日の状況というものは逆に言えば起り得るべくして起きた問題ではないか、そしてそれは予測できたものである、だからこそ、答弁に繰り返されておりますように、今後二十年間の改善が必要であるというのがここにあるのだと思うんです。そういう点で、いかに言葉でつくろうとも、こういう状況が生み出されてきたということは過去の問題であるとは言いがたも、そういう成長量を上回る伐採をやつてきたということがいかに山を荒廃させていくか、あるいは造林とか基本的な山づくり、そのための施策がおくられてきたかということを、現実が逆に私は教えてくれているのではないかと、いうふうに思うわけなんです。

第二番目に、こうした国有林事業の赤字が生まれてきた問題ですが、林政協力というところで、これはもういろいろと特別積立金の制度や、あるいは基金積立金のあり方というふうな議論もあると思うんですけれども、いずれにしても、一般会計あるいは森林開発公団等についていままでも現に九百二十三億円から出している。これは、現在の価格でもって評価がえすれば一兆円ぐらいになるんでないかというふうな議論もありました。そういう状況の中で、当然必要なときに一般会計に買ってきたんですから、現時点で今回の法改正に伴って四十億の一般会計の導入ということはこ

れは当然で、四十億なんというとてもじゃないけれども、こんな少ないお金で改善ができるものじゃないと思う。そこは林野庁さんも、これから大蔵との折衝の中で大いに真に山づくりを口指しておやりになると思うんですけれども、これは当然しかるべき問題だというふうな点を指摘しておきたいと思うんです。

さらに、これまたいろいろと御議論がありまして、たけれども、山づくりというものは単年度で決まるものじゃないわけですから、そういう点の基本的な林業というあり方から見て単年度収支がどうかということについても、これはいろいろ議論が必要だろと思うんです。何よりも、いまの国有林全体がどういふ状況にあるかという土地柄を見てみる必要があると思うんです。単年度収支が可能なかどうか。これは保安林や公園だとかそのほかのレクリエーション施設等も含めて、実際に事業という形で収益を直接生み出せない、そういうところが七割からあるわけですね。そういう見直し等についても、いろいろ議論はあるところですが、けれども、こういう面から見て、当然特別企業会計という中でこれは赤字だからといって企業努力はそれはそれなりに必要ですが、わずか四十億のものでこれが事足りるようなことではない。赤字の原因という点についても、この際しっかりと御認識を新たにして、真の改善を図るべきではないかという点を指摘しておきたいと思うんです。そういう点で、大臣、本当にこれからの森林資源を育てていくという上での私の質問に対する御答弁をいただきたいと思ひます。

以上で終わります。

○國務大臣(中川一郎君) 国有林が今日のような事態になりました理由は、いろいろあるかと思ひます。過伐の問題もあつたと思ひますし、あるいは木材価格が低迷しておるといふこともありました。ようし、さらには、公的責任が非常に大きかつたというところもありました。あるいは御指摘のように、木材の払い下げ方法に問題はなかつたかというふうなところもありました。あるいは労使

間の問題においても十分一体となつて働いておつたのだらうかというふうな問題、いろいろあるかと思ひますが、これらを率直に反省をいたしました。新しい気持ちでこれからの国民の期待にこたえられる、国有林の使命が果たされるようにしっかりとやつてまいりたいと思ひます。

(理事山内一郎君退席、委員長着席)

○三治重信君 国有林野の改善特別措置法をきょう何とか委員会採決にまで仕上げるために、質問時間を非常に節約してほしいという要望に沿つて、ごく簡単に質問いたします。

それで、体系がちょっと乱れますけれども、一番最初に、いまの定員内職員の給与が平均でも一万三千円、退職年齢時になると数万円も林野庁の中の同じ職員との比較においても低くなつていて、こういうことによつて、林野事業は三公社五現業で仲裁裁定によつて賃金が決まる、その決まった賃金で分配する、だから結局分配の問題だらうと思ふのですけれども、それにしても特別会計で一般会計の職員と、これは公務員の定員内の職員なわけですから、これが人事院の勧告のやつより特別低いというものは、何か労使交渉においてもそういうものが十分当局として主張されていかなければならぬと思うのですが、その差が本当にあるのか。また、こういう問題について、やはり林野庁の職員と農林省の一般職員との等級別定数というふうなものが均衡を保つていかなければ、これは中間管理職なんかも実際に計画の意欲的な面が非常にそがれると思うのですが、その点をお尋ねします。

○政府委員(藍原義邦君) 先生十分御存じだと思ひますが、林野庁の現在の定員内の職員の構成が、四十五歳以上の高齢者が非常に多くなつております。そういう関係で、必ずしも職員構成が年齢別にバランスがとれていないという点で私どもも非常に苦慮しておるわけでございますけれども、国有林の改善を進めるに当たりましては、いますぐこれをいい形になかなか補充はできない。しかし、徐々にそういう形に持っていきたいという、

まず努力をしていきたいというふうに考えておりますが、御指摘になりました給与が低いという問題でございまして、林野庁の場合非常に職員構成からいまして、他の官庁に比較しまして職位構成に非常に差がございまして、中央、上の方といひますか、上位な者が少なくして中間が非常に多い、なおかつ下が多いというふうな形で、非常に職位の構成に差がございまして、それから、いま申し上げましたように、年齢構成が非常に過去におきまして膨張の関係で偏つておりまして、高齢者が非常に多いという問題。

それから、従前から先生十分御存じの給与につきましては、労働組合と協議して決めるわけでございますけれども、その俸給表の体系が、曲線が非常に俸給表適用者の俸給に比べてまじつたかな曲線になつていて、こういう観点から、現実に林野庁の内部におきます特別会計の職員と一般会計の職員との交流をやります際に、給与が非常に低位になるということが間々見られる事例はございまして、これは事実でございまして、ただ、これで直ちに給与特例法の適用の職員の給与が一般の給与法の適用者に対して低位であるかどうかというところは、やはりその方の経歴なりいろいろな問題がございまして、簡単に私は言い切れないというふうなことを考へております。ただ、この問題は、公労委の調停に従ひまして、ただいまのところ労使の間でその実態、要員等につきましても検討、協議をしておるところでございまして、この問題の所在を明らかにするよう今後も努めてまいりたいというふうに考へております。

○三治重信君 結局、高齢者なり年齢構成なり経験年数の職員の案分比例がまずいという偏差も出、そのところに当たつたのがほかの一般会計の職員との比較においても低位になつてしまつた。また、そのために人事異動もできないと、こういうふうなことのようですが、これについては、林野庁の中にも一般会計の方は、職位というんですか、いろんな身分階層というのか等級定数ですか、その職員の分が経験年数の多い若やなんか

すが、大臣、ひとつこの問題についての御見解を
お願いしたいと思います。

○國務大臣(中川一朗君) 一昨日、国有林野事業の物品購入についていろいろ御批判をいただいたわけでございますが、私といたしましては、この際、国有林野事業改善に取り組み姿勢を職場の末端まで確立し、すべてにわたって正すべきは正す、そしてよりよい職場規律を守って、皆さんの御批判をいただかないようにしなきゃならぬというのを痛感いたしております。その一環として、このような問題につきましても抜本的に改善策を講じてまいりたい、このように考えております。

○丸谷金保君 この機会に、手前みそでございますけれども、大変申しわけないんですが、時間の関係でまとめて申し上げたいと思います。

どうも池田町のことばかりで申しわけないと思いますけれども、それより体験がございませんので。

一昨日写真でお見せしたように、われわれは個人の造林地の模範になるように、少なくとも町有林でも心がけてまいっております。したがって、国有林におきましてはもともとともつという点の模範になるようにやってもらわなければなりませんし、さらにまた、そういう点につきましてはたとえはこういう経験があります。

昭和三十三年町長になりまして、二、三ヘクタール細々とやっております。補助造林から融資造林に切りかえれば一週に五十ヘクタール、百ヘクタールできると、やろうと思いましたが、植林の工夫がおりません。それから、一遍に施業案を無視して苗木を要求しても、どこからも供給してくれません。こういう苦い経験で、私自身その計画をやるのに三年ほど足踏みせざるを得なかった。そして、そういう経験から、やはり苗畑も自分の町でつくらなければだめだ。それから、直営の工夫を養成してこれで植林や保育をしなればだめだ、こういうことを痛感した次第でございます。

先日、帯広の営林局長さんがおいでになりまして、常用のおばさんたちと課長が一緒になって、

山でどっちがどっちかわからぬように仕事をしていけるのを実際に見ていただきましたけれども、子供を育てるようになって一生懸命働いてくれる、そういう常用の人たち、常雇の人たちがいたからこそ、私いまここでこういうことの言えるような美林を築き上げていくことができたと思う次第でございます。

大臣、国有林の場合、私いまこの法律で十年だ、二十年だという論議をしております。少なくとも五十年か百年の大きな物差しをもって考えなければ、本當にいい国土を保全していくということにはならないのではないかと。幸いにしている国有林野特別法をいろいろ読んでみますと、これは年度毎の黒字、赤字というふうなことを法定事項として決めているわけでないで、相当長い赤字、黒字というふうな処置のできるようにわれわれは理解いたします。

幸いにして大臣も、直営直用については大要理解を深めていただいておりますけれども、もう一歩進んで、何と云っても主体をなすのは直営直用でなかったらだめなんだと、私の苦い経験から言っても請負と直用が並列するようなことでなくて、本當に直用で間に合わないようなときには請負に回すということがあっても、これはどうかという点を十分お考えいただかないと、いざやろうというときに請負関係に重点を置くようなことになる、人がいなくなつたときに処置ありません。やはり自衛で山を待つというふうな人たちを長く養って、あるいはまた、そういう人たちが安心して働けるような、そういう長期の計画を作成していただきたいと思います。

請負が効率が上がらぬというふうなことを言っておりますけれども、ドイツに行ってみても、すでにもう国有林で働く人たちの作業の日数なんていうのは週休二日です。白ろ病もありません。そういうふうな環境条件の中で本當にいい山をつくっているというふうな国もあるのですから、いまのいわゆる民間の請負で一万人に二千人も潜在の白ろ病患者がいるというふうな、そういう

非常に劣悪な労働条件の中での民間の労働者というふうなものを対象にして物を判断しないで、そういう各国の林業労働者というふうなもの状態がどうだということから見れば、私はいまの国有林にもずいぶんうらやまがあります。それからまた、一生懸命やっている人もたくさんおると思います。これらが一人当たり、一時間当たりどれだけの能率を上げるかということになったら、国有林で長く働いている人の方が私は民間の請負の人よりは能力があると思います。

こういう能力を十分活用できるようにしっかりとがんばっていただきたいし、またそういう点では三十億、四十億というふうなわずかな金でなくて、入れるときには国費を思い切つて入れて十年や二十年——私は実際に二十年つき込みだけやってきました。小さな町でもできるのですから、まして国がその気になってできないはずがない。大臣は、その点に勇気をもつてがんばっていただきたい。大要直用問題についても御理解を深めていただき、本當にさらにもう百尺竿頭一歩を進めていただくことをお願いいたします。物品購入の問題につきましては、どうかできるだけむだを省いて山につき込んでいただきたいことをお願いいたします。一応この件については、もう時間もございせんから答弁要りませんが、お願いいたします。

○委員長(鈴木省吾君) この際、先ほどの村沢君の質疑の際に保留となつております答弁を求めます。

○説明員(秋山智英君) 先ほど村沢先生の御質疑の中で、妻籠営林署におきましてところの第四次治山事業五カ年計画の計画と実行につきましても数字の御要求がございましたが、計画が九億に對して実行が七億でございまして、実行比率は七・八%でございます。

なお、先生お手持ちの資料によります実行率七・三%と申しますのは、この第四次の五カ年計画の数字でなく、長野営林局が独自に内部資料としてしまして治山の全体計画、これは年度を限つて

おりません。将来にわたる全体計画の中の総量に對する比率でございます。

なお、五カ年計画につきましては、この全体計画に基づきまして、緊急を要するものから計画的に実施しておる次第でございます。

以上でございます。

○川村清一君 私は最後の質問者でございますが、ただいままで各委員が御熱心に質問されてまいりました問題の中で、特に確認しておきたい数点についてお尋ねをいたしまして、中川農林大臣の責任ある明確な御答弁をいただきたいと思っております。

まず第一に、これまでの質疑でも明らかにされておりますように、わが党の調査から見ましても、国有林の造林面積二百萬ヘクタールのうち、四十萬ヘクタールに及ぶ不良造林地があるものと推定されるのであります。今後の国有林野事業の改善に当たっては、何よりもまずこの不良造林地を改めて認識し直し、必要な事業を積極的に推進し、りっぱな山づくりを図ることを基本とすべきだと思つておりますが、これに對する大臣の対処方針をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(中川一朗君) 国有林におきまして森林造成につきましては、森林の持つております多面的な諸機能、すなわち公益的機能と木材生産機能であります。これを総合的かつ高度に發揮するよう努めていく必要があると考えております。

現在の国有林における造林地はおおむね順調に生育していると考えておりますが、御指摘のこともあり、よりの確な実情把握に努め、現地の実態に即した合理的な施策を行つていくようにいたしたいと思つております。今後の国有林野事業の改善の推進に当たつても、以上のような考え方に沿つて、国有林資源の充実に期していくつもりであります。

○川村清一君 次に、修正後の法案第二条第二項第二号、すなわち「国有林野事業における造林及び林道の開設その他林業生産基盤の整備に関する事項」の規定も、国有林におけるりっぱな山づく

また、公益的事業については、これまでも一般会計資金を財源とした治山勘定による事業実施の充実を図ってきておりまして、昭和五十三年度においては、民有林と同様の一般会計負担割合としたところであります。治山事業以外のいわゆる公益的事業の問題につきましては、その範囲や費用負担のあり方等について種々いろいろの論議もありますが、真剣に検討していゝ所存であります。

説明し、理解と協力を求めていると考えております。また、改善計画の実施に伴う労働条件の問題につきましては、ルールに従って労使協議を行っていくことはもちろんであると思っております。

○委員長（鈴木省吾君） 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、

營構造は悪化をたどっていると指摘しております。国有林野事業の経営を今日ののような状況に追い込んだ原因は、国民に安く木材を供給したために生まれたものではありません。大企業、特に大製紙会社に奉仕するため木材の特売を図るなど、高度経済成長政策によって成長量の二倍にも達するような乱伐と乱開墾によって国有林野を荒廃させるとともに、本来一般会計で負担すべき治山、

帶決議(案)

政府は、国有林野及び国有林野事業が果たすべき林産物の計画的持続的供給、国土の保全等の公益的機能の發揮、地域振興への寄与等の使命の重要性並びに国有林野事業が当面している種々の困難な実情にかんがみ、本法の施行を契機として、次の事項に十分留意し、長期的観点に立つて、森林資源の充実整備を図りつつ、經

営の健全性を確立すべきである。

一、国有林野事業の組織機構の再編整備に当たつては、地域の実情をふまへつつ、国有林野事業の機能低下、地元関係者等に対するサービスの低下を招くことのないよう十分配慮すること。

二、国有林野事業特別会計に対する一般会計からの繰入れ及び資金運用部資金の貸付けによる財政措置については、国有林野における公益的機能の一層の充実及び造林、林道の開設等生産基盤の整備の促進を図るため、国有林における助成措置を勘案しつつ、積極的に行うこと。

三、国有林野事業の運営に当たつては、地域の実情に即して、森林組合等や地元木材関連産業等の健全な育成発展に寄与するよう努めるとともに、農林畜産業の振興等の地域の要請に応じた国有林野の適切な活用を図るよう十分配慮すること。

四、国有林野が農山村における重要な就労の場となつていくことにかんがみ、直接的、間接的な就労機会の計画的な提供を通じて優秀労働力の確保に努めるとともに、労働安全その他の就労条件の改善を更に積極的に講ずること。

五、国有林野事業の改善計画の作成等に関して所要の調査審議を行わせるため、林政審議会に国有林野部会を設けるよう措置すること。

また、改善計画の内容を公表するとともに、改善計画の実施状況について、林業の動向に関する年次報告において明らかにすること。

六、国有林、民有林を通ずる我が国林業の安定、振興を期するため、適切な木材需給計画を樹立し、行政指導の強化等による外材の秩序ある輸入を図る等、木材の需給、価格の安定のための対策の推進に努めること。

右決議する。

以上でございます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(鈴木省吾君) ただいま青井君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木省吾君) 全会一致と認めます。よつて、青井君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、中川農林大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。中川農林大臣。

○国務大臣(中川一郎君) ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいる所存でございます。

○委員長(鈴木省吾君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木省吾君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

昭和五十三年六月三十日印刷

昭和五十三年七月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局